

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

のしおり

(産業廃棄物 排出事業者向け)

平成24年4月

| | |
|------|---------------------|
| 大阪府 | 環境農林水産部環境管理室 事業所指導課 |
| 大阪市 | 環境局環境管理部 環境管理課 |
| 堺市 | 環境局環境保全部 産業廃棄物対策課 |
| 豊中市 | 環境部環境センター 減量推進課 |
| 高槻市 | 産業環境部 資源循環推進課 |
| 東大阪市 | 環境部 産業廃棄物対策課 |

まえがき

この「しおり」は、産業廃棄物を排出する事業者が、産業廃棄物の適正処理と減量化を進める上で知っておくべき法令の内容を取りまとめたものです。

産業廃棄物の処理について規定している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）は、平成 22 年に改正され、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合における努力義務として「処理の状況に関する確認を行うこと」が明確化されるなど排出事業者責任がさらに強化されました。廃棄物処理法は、環境関係の法令の中でもとりわけ難解であると言われており、罰則が厳しいこと（例えば、不法投棄・不法焼却に対する罰則は、行為者に課せられる懲役が 5 年以下、両罰規定で法人に課せられる罰金が 3 億円以下です。）でも知られています。また、委託した処理業者が不法投棄をした場合には、委託基準やマニフェスト制度に違反した排出事業者は、その違反がケアレスミスによる委託契約書やマニフェストの記載不備などであったとしても、原状回復等の措置命令の対象となることがあります。さらに廃棄物処理法で定める委託基準・マニフェスト制度や不法投棄・不法焼却の禁止規定などには、水質汚濁防止法など多くの公害規制法令と異なり「裾きり」という発想がなく、産業廃棄物の排出量や委託回数の如何を問わず基準遵守義務が排出事業者に課せられることに注意が必要です。

そこで、この「しおり」を参考として、

- ① 産業廃棄物該当性（廃棄物か有価物か、産業廃棄物か一般廃棄物かなど）や産業廃棄物の種類（汚泥か動植物性残さかなど）についての自社の判断が法令を逸脱していないか。
- ② 自社で行う産業廃棄物の保管、運搬、処分、再生の方法が、法令の基準に適合しているか。
- ③ 処理業者への委託について、委託基準やマニフェスト制度を遵守しているか。
また、排出事業者の注意義務の規定（発生から最終処分が終了する一連の処理の行程における適正処理確保のための措置）に照らして、排出事業者責任を全うしているか。

などについて、今一度点検し、問題があれば必要な改善を行うようにしてください。その際には、担当者任せにすることによるチェックの不徹底や前例踏襲による法令への抵触が起きないように留意し、法的に疑問な点があれば所管の行政に確認することが望まれます。

特に、処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合には、処理業者任せにしないことが重要です。排出事業者責任のもとに、産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託することができますが、産業廃棄物の処理委託契約については、民法上の「契約自由の原則」（締結の自由、相手方の自由、内容の自由、方法の自由）が制限され、契約の相手方は産業廃棄物処理業者（許可業者）に限られるほか、委託基準で定められている書面による契約締結や契約書記載事項等を遵守する必要があります。何

よりも、産業廃棄物の委託処理は、通常の請負契約とは異なり、請負者の瑕疵によって不適正処理が発生した場合であっても、排出事業者に原状回復等の責任が及ぶ場合があるということに留意する必要があります。

このため、排出事業者は、適正処理を確実に行うためのパートナーとして信頼のできる処理業者を選定することが重要であり、平成 23 年 4 月に創設された「優良産業廃処理業者認定制度」（平成 17 年 4 月に制度化された「優良性評価制度」を発展させた制度）を活用することが望まれます。自らが排出した産業廃棄物が不法投棄等不適正に処理された場合は、自らが措置命令の対象となって多額の費用負担が発生するおそれがあるだけでなく、事業者の社会的信用の失墜にもつながりかねません。産業廃棄物の処理に潜む経営リスクを適切に認識して対応をお願いします。

また、循環型社会の形成に向け、排出事業者は、廃棄物の排出抑制を徹底した上で、再使用、再生利用に向けた取組を行うことが求められますが、特に多量排出事業者制度の対象となる事業者は、自社が作成した産業廃棄物処理計画書や計画の実施状況報告書等が平成 23 年 10 月からインターネットで公表されることとなり、排出抑制・減量化への自主的な取組が、社会から評価されることになりました。

このように従前にも増して事業者の適正処理と減量化への取組が重要になる中で、事業者には、法令遵守（コンプライアンス）はもとより、企業の社会的責任（CSR = Corporate Social Responsibility =）を踏まえた企業経営を実践することが求められています。適正処理と減量化を確実に進めるため、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の観点から、責任と役割を明確にした産業廃棄物管理体制の下、産業廃棄物の取扱いに係る業務を標準化し、全社的ルールとして全ての従業員に徹底することが必要です。

この「しおり」が、事業所における産業廃棄物適正処理・減量化推進の一助となることを期待します。

平成 24 年 4 月

大阪府 環境農林水産部環境管理室 事業所指導課
大阪市 環境局環境管理部 環境管理課
堺市 環境局環境保全部 産業廃棄物対策課
豊中市 環境部環境センター 減量推進課
高槻市 産業環境部 資源循環推進課
東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課

目 次

| | |
|--------------------------|-------|
| ■ 排出事業者責任 | P. 1 |
| ■ 廃棄物の定義 | P. 3 |
| ● 廃棄物とは | |
| ● 産業廃棄物と一般廃棄物 | |
| ● 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物 | |
| ■ 産業廃棄物の処理委託 ー委託先の選定ー | P. 8 |
| ● 産業廃棄物の処理の委託先 | |
| ● 産業廃棄物処理業者の選定 | |
| ■ 産業廃棄物の処理委託 ー委託契約の締結ー | P. 11 |
| ● 委託契約における遵守事項 | |
| ■ 産業廃棄物の処理委託 ーマニフェストの交付ー | P. 14 |
| ● マニフェストの交付に関する遵守事項 | |
| ● マニフェストに記載すべき事項 | |
| ● マニフェストの流れ | |
| ● マニフェストの保存、返送確認等の義務 | |
| ● マニフェスト交付等状況の報告 | |
| ● マニフェストの交付を要しない場合 | |
| ● 勧告・公表・命令 | |
| ● 電子マニフェストシステム | |
| ■ 産業廃棄物の処理委託 ー適正処理の確認等ー | P. 18 |
| ● 処理の状況の確認 | |
| ● 処理困難の通知 | |
| ■ 産業廃棄物の保管 | P. 19 |
| ● 保管基準の遵守 | |
| ● 特別管理産業廃棄物の保管 | |
| ● 条例に基づく届出等 | |
| ■ 産業廃棄物の自社内処理 | P. 21 |
| ● 処理基準の遵守 | |
| ● 帳簿の記載と保存 | |
| ● 産業廃棄物処理施設 | |
| ■ 多量排出事業者制度 | P. 34 |
| ● 多量排出事業者の要件 | |
| ● 処理計画書と実施状況報告書 | |
| ● 産業廃棄物処理計画書の内容 | |
| ● 産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容 | |
| ● 公表について | |
| ■ 行政処分 | P. 36 |
| ● 報告徴収及び立入検査 | |
| ● 改善命令 | |
| ● 措置命令 | |
| ● 行政代執行 | |
| ■ 罰則 | P. 38 |

資料編

| | | |
|-------|-------------------------------------|-------|
| ■資料1 | 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任 | P. 41 |
| ■資料2 | 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格 | P. 45 |
| ■資料3 | 感染性廃棄物の判断基準 | P. 46 |
| ■資料4 | PCB廃棄物について | P. 47 |
| ■資料5 | 産業廃棄物の処理を委託できる者〔運搬・処分〕 | P. 48 |
| ■資料6 | 廃棄物データシート(WDS)様式 | P. 51 |
| ■資料7 | 産業廃棄物処理委託標準契約書〔収集・運搬用〕 | P. 53 |
| | 産業廃棄物処理委託標準契約書〔処分用〕 | P. 57 |
| ■資料8 | マニフェスト交付等状況報告書(様式) | P. 61 |
| ■資料9 | マニフェストの交付を要しない場合 | P. 62 |
| ■資料10 | 大阪府循環型社会形成推進条例 | P. 63 |
| ■資料11 | 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の自ら保管に 関する届出等について | P. 65 |
| ■資料12 | 収集・運搬の基準 | P. 67 |
| ■資料13 | 中間処理又は再生の基準 | P. 68 |
| ■資料14 | 埋立処分の基準 | P. 71 |
| ■資料15 | 産業廃棄物処理施設に係る申請等 | P. 79 |
| ■資料16 | 産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請等 | P. 80 |
| ■資料17 | 産業廃棄物処理施設 許可申請手続きの流れ | P. 82 |
| ■資料18 | 産業廃棄物処理施設 維持管理の流れ | P. 83 |
| ■資料19 | その他産業廃棄物処理施設に係る事項等 | P. 84 |
| ■資料20 | 技術管理者の資格 | P. 85 |
| 巻末 | 問い合わせ 報告書等の提出先 | P. 86 |

■排出事業者責任

産業廃棄物は、それを発生させた事業者が最後まで責任をもって最終処分又は再生しなければならず、この責任は処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。これは、「汚染者負担の原則」(P P P =Polluter Pays Principle=)^(注1)と言われる環境政策の基本原則に則ったものです。

昭和 46 年に施行された廃棄物処理法によって、産業廃棄物に関する規制が初めて導入されましたが、法の施行当初から排出事業者責任については、次のように定められており、この規定は現在も変わっていません。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め (中略) なければならない。

その後、累次の法改正によって、排出事業者責任の内容が具体的に規定され、現在では、処理業者への委託に当たっての排出事業者の努力義務として、次のように定められています。

(事業者の処理)

第 12 条

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

また、平成 22 年法改正により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は、元請業者が負うことが明確になりました。詳しくは p.41 (資料 1) をご覧ください。

【廃棄物処理法改正と排出事業者責任の強化】

| 法改正等 | 排出事業者責任の強化 | 施行日 |
|-------------------------------|--|--------------|
| 昭和 45 年廃棄物処理法制定 (清掃法の全面改正) | 産業廃棄物の排出事業者責任を規定 | 昭和 46 年 9 月 |
| 昭和 51 年改正 | 委託基準創設 (罰則で担保) 措置命令の規定を創設 (委託基準に違反した排出事業者を含む) | 昭和 52 年 3 月 |
| 平成 3 年改正 | 特別管理産業廃棄物についてマニフェスト使用を義務化 | 平成 5 年 4 月 |
| 平成 9 年改正 | 全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用を義務化 電子マニフェストシステムの導入 | 平成 10 年 12 月 |
| 平成 12 年改正 | 処理委託に当たっての排出事業者責任を明確化する注意義務を規定 事業者が最終処分の終了まで確認するようマニフェスト制度を強化 | 平成 13 年 4 月 |
| 平成 18 年規則改正 | マニフェスト交付状況の報告を義務化 | 平成 20 年 4 月 |

| | | |
|------------|---|-------------|
| 平成 22 年法改正 | 処理委託に当たっての事業者の注意義務に「処理状況に関する確認」を追加 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化 | 平成 23 年 4 月 |
|------------|---|-------------|

このように排出事業者責任が強化されてきた背景には、大規模な不法投棄事件^(注2)が相次いで発生したことがあげられます。不法投棄の現場となった地域では、環境汚染に加えて地域のコミュニティも破壊され、環境修復のために多大な公費が投入されました。

不法投棄をなくすために、「行政が監視を強化すべき」とか「処理業者の許可をした行政が責任をとるべき」という意見もあります。しかし、行政が産業廃棄物の流れをすべて監視するには限界があり、また、監視担当職員の増員など多大なコストが発生します。社会的コストを最小化するためには、個々の排出事業者が、委託している処理業者任せにするのではなく、責任をもって適正処理を確保することが必要です。

(注1) 「汚染者負担の原則」とは、環境対策費用は、汚染原因者が負担すべきであるという原則。1972年にOECD（経済協力開発機構）が、「環境政策の国際経済面に関する指導原理」の中で勧告した。国際貿易上の各国の競争条件を均等化し、公正な自由競争の枠組みを作ることが目的。

(注2) 大規模な不法投棄としては、次の事案がよく知られています。

○豊島（てしま）不法投棄事案

香川県小豆郡土庄町豊島の約 69,000m²の土地で、昭和 50 年代後半から平成 2 年にかけて、シュレッターダスト、汚泥、鉞さい等約 468,000m³が不適正処分された。
(平成 2 年 11 月発覚)

○青森・岩手県境不法投棄事案

青森県田子町及び岩手県二戸市にまたがる約 27ha の土地で、昭和 62 年から平成 11 年にかけて、燃え殻、堆肥様物、RDF、汚泥、廃油等約 876,000m³が不適正処分された。(平成 11 年 11 月発覚)

○岐阜市椿洞（つばきぼら）不法投棄事案

岐阜市椿洞の約 90,000m²の土地で、平成 2 年から平成 16 年にかけて、木くず、廃プラスチック類、がれき類等約 753,000m³が不適正処分された。(平成 16 年 3 月発覚)

■ 廃棄物の定義

● 廃棄物とは

適正な処理を行うためには発生した不要物が「廃棄物」なのかどうか、廃棄物ならそれは「産業廃棄物」なのか、産業廃棄物ならどの種類に該当するのかを正しく判断する必要があります。

廃棄物処理法において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいいます。〔法第2条第1項〕

また、「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきこととされています。総合的に勘案して判断した結果、有価物と認められないものは廃棄物処理法の適用を受けます。

● 産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法及び政令で定められた20種類と輸入廃棄物をいいます。〔法第2条第4項〕

産業廃棄物の種類は、p.5（表-1）に示すとおりであり、これらに該当しない廃棄物を「一般廃棄物」といいます。なお、紙くず、木くず等の7種類については、特定の事業活動に伴うもののみ、「産業廃棄物」に該当し、それ以外の事業活動に伴うものは、「事業系一般廃棄物」となります。

産業廃棄物を処理する場合、この20種類のいずれかか、複数の種類が密接不可分の状態である場合には、混合物として排出しなければなりません。

- 例
- ・ 製紙工場から排出される紙くず、食品製造業から排出される動植物性残さ・・・産業廃棄物
 - ・ 事務所から排出される紙くず、レストランから排出される残飯類・・・事業系一般廃棄物

● 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物

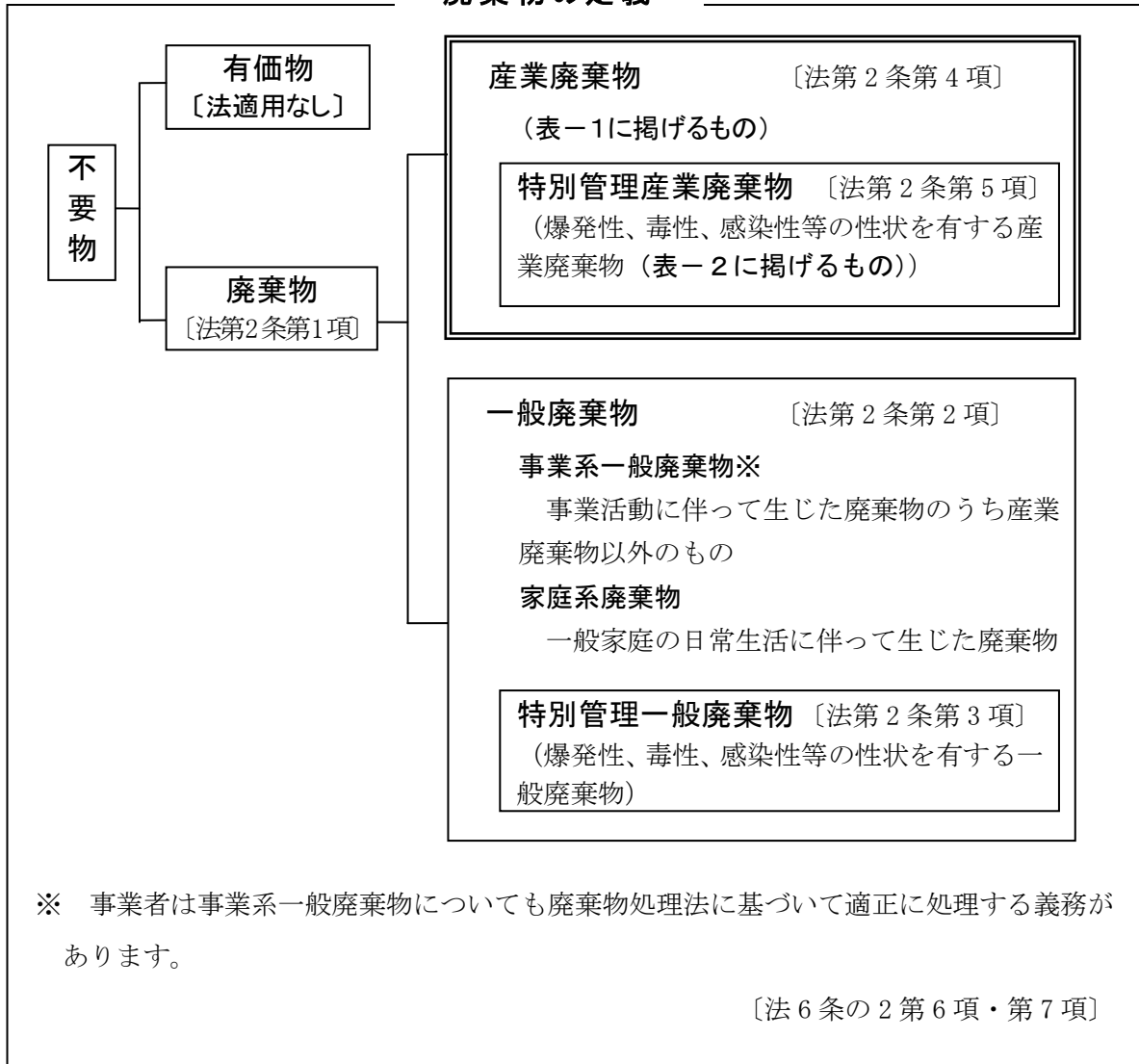
産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となります。〔法第2条第3項・第5項〕

「特別管理産業廃棄物」の種類は、p.6（表-2）に示すとおりです。特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。ただし、事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者になることもできます。〔法第12条の2第8項〕

特別管理産業廃棄物管理責任者となるためには、施行規則で定める資格が必要です（p.45（資料2）参照）。〔法第12条の2第9項、廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（以下、施行規則）第8条の17〕。

また、保管、運搬、処分当たり、より厳しい基準が設けられているほか、事業所に帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の処理について記載しなければなりません。〔法第12条の2第14項〕

廃棄物の定義



◆ 廃棄物処理法における廃棄物ではないもの

- ・ 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ・ 気体状のもの
- ・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

◆ 指定有害廃棄物

- ・ 指定有害廃棄物である硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって著しい腐食性を有するもの；pH2.0以下）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、政令）で定める特別の基準による場合等を除き、保管、収集、運搬又は処分をしてはなりません。〔法第16条の3〕

【表－1 産業廃棄物の種類】

〔施行令第2条〕

| | 種 類 | 例 |
|--|---|---|
| 全 て の 事 業 活 動 に 伴 う も の | 1 燃 え 殻 | 産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣 |
| | 2 汚 泥 | 工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く)、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥など 注) 油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。 |
| | 3 廃 油 | 鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど |
| | 4 廃 酸 | 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液 |
| | 5 廃 アルカリ | 廃ソーダ液、金属せっけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液 |
| | 6 廃 プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物 |
| | 7 ゴ ム く ず | 天然ゴムくず |
| | 8 金 属 く ず | 鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など |
| | 9 ガ ラ ス く ず コンクリートくず 陶 磁 器 く ず | ガラスくず、コンクリートくず(11に掲げるものを除く。)、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど |
| | 10 鉱 さ い | 高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など |
| | 11 が れ き 類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など |
| | 12 ば い じ ん | 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの(乾式、湿式は問わず。) |
| 特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の | 13 紙 く ず | 以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染みこんだものに限る。 |
| | 14 木 く ず | 以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、パーク類など 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。) <u>並びに PCB が染みこんだものに限る。</u> |
| | 15 繊 維 く ず | 以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及び <u>PCB が染みこんだもの</u> に限る。 |
| | 16 動 植 物 性 残 さ | 以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚及び獣のあら等 食料品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 |
| | 17 動物系固形不要物 | と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 |
| | 18 動物のふん尿 (家畜ふん尿) | 以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等(畜舎廃水を含む。) 〔畜産農業に係るものに限る。〕 |
| | 19 動物の死体 (家畜の死体) | 以下の条件に当てはまる18と同様の死体 〔畜産農業に係るものに限る。〕 |
| 20 | 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)「13号廃棄物」 | |

※下線については、業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

【表－２ 特別管理産業廃棄物の種類】

〔施行令第２条の４〕

| 引火性廃油 | | 揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの;引火点おおむね70℃未満) | | | | | | | | | |
|--|---|--|--------|------|-----------------------|-------------|--|--|---------------------------|---------------------|---------------------------|
| 腐食性廃酸 | | pH2.0以下のもの(著しい腐食性を有するもの) | | | | | | | | | |
| 腐食性廃アルカリ | | pH12.5以上のもの(著しい腐食性を有するもの) | | | | | | | | | |
| ※感染性産業廃棄物 | | 医療機関等において生じた感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのあるもの)であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等であるもの | | | | | | | | | |
| 特定有害産業廃棄物 | P C B 廃 棄 物 ※ | <p>廃PCB及びPCBを含む廃油</p> <p>PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(PCB処理物に係る判定基準(P.7(別表))に適合しないもの)</p> | | | | | | | | | |
| | 指定下水汚泥等 | 下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準(P.7(別表))に適合しないもの) | | | | | | | | | |
| | 廃石綿等 | <p>①石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿</p> <p>②石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの (1)石綿保温材 (2)かいそう土保温材 (3)パーライト保温材 (4)(1)～(3)と同等以上に石綿の飛散のおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材</p> <p>③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの</p> <p>④大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん装置によって集められたもの</p> <p>⑤大気汚染防止法の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等であって石綿が付着しているおそれのあるもの</p> | | | | | | | | | |
| | 銹さいじん ばいじん 燃え殻 汚泥 廃酸 廃アルカリ | <p>○施行令で定める施設において生じたもの(銹さいを除く)であって有害物質の判定基準(P.7(別表))に適合しないもの</p> <p>○燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ等のダイオキシン類に係る判定基準(下表)に適合しないもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center;">含有試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3ng-TEQ/g以下</td> </tr> <tr> <td>製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ</td> <td style="text-align: center;">廃酸、廃アルカリ以外 3ng-TEQ/g以下</td> </tr> <tr> <td>上記廃棄物を処分するために処理したもの</td> <td style="text-align: center;">廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L以下</td> </tr> </tbody> </table> | 廃棄物の種類 | 含有試験 | 廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻 | 3ng-TEQ/g以下 | 製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん | ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ | 廃酸、廃アルカリ以外 3ng-TEQ/g以下 | 上記廃棄物を処分するために処理したもの | 廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L以下 |
| | 廃棄物の種類 | 含有試験 | | | | | | | | | |
| 廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻 | 3ng-TEQ/g以下 | | | | | | | | | | |
| 製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん | | | | | | | | | | | |
| ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ | 廃酸、廃アルカリ以外 3ng-TEQ/g以下 | | | | | | | | | | |
| 上記廃棄物を処分するために処理したもの | 廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L以下 | | | | | | | | | | |
| 並びに 上記のもの及び下記の廃油を処分するために処理したもの | | | | | | | | | | | |
| 廃油 (廃溶剤に限る) | 施行令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン | | | | | | | | | | |

※の詳細については、p. 46～47 (資料3, 4)をご覧ください。

【表－２ 特別管理産業廃棄物の種類】 (続き)

| | |
|---|--|
| ばいじん | 輸入された廃棄物の焼却施設(処理能力200kg/時間以上又は火格子面積2m ² 以上)において発生し、集じん施設によって集められたもの(溶融、焼成、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理されたものを除く) |
| ばいじん 燃え殻 汚泥 並びに 上記のものを処分するために処理したもの | ①廃棄物焼却炉(焼却能力50kg/時間以上又は火床面積0.5m ² 以上)において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの ②ばいじん(集じん施設で集められたものであって輸入された廃棄物であるもの)、燃え殻及び汚泥(輸入された廃棄物であってダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの) |

【別表 判定基準】

| ◆ 有害物質の判定基準 | | |
|-------------------|-------------------|-------------|
| 有害物質 | 廃酸、廃アルカリ以外 | 廃酸、廃アルカリ |
| | 溶出試験 | 含有試験 |
| アルキル水銀化合物 ○ | 検出されないこと | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 ○ | 0.005 mg/L以下 | 0.05 mg/L以下 |
| カドミウム又はその化合物 ○ | 0.3 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| 鉛又はその化合物 ○ | 0.3 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| 有機燐化合物 | 1 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| 六価クロム化合物 ○ | 1.5 mg/L以下 | 5 mg/L以下 |
| 砒素又はその化合物 ○ | 0.3 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| シアン化合物 | 1 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| P C B | 0.003 mg/L以下 | 0.03 mg/L以下 |
| トリクロロエチレン ● | 0.3 mg/L以下 | 3 mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン ● | 0.1 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| ジクロロメタン ● | 0.2 mg/L以下 | 2 mg/L以下 |
| 四塩化炭素 ● | 0.02 mg/L以下 | 0.2 mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン ● | 0.04 mg/L以下 | 0.4 mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン ● | 0.2 mg/L以下 | 2 mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン ● | 0.4 mg/L以下 | 4 mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン ● | 3 mg/L以下 | 30 mg/L以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン ● | 0.06 mg/L以下 | 0.6 mg/L以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン ● | 0.02 mg/L以下 | 0.2 mg/L以下 |
| チウラム | 0.06 mg/L以下 | 0.6 mg/L以下 |
| シマジン | 0.03 mg/L以下 | 0.3 mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/L以下 | 2 mg/L以下 |
| ベンゼン ● | 0.1 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| セレン又はその化合物 ○ | 0.3 mg/L以下 | 1 mg/L以下 |
| ◆ PCB処理物に係る判定基準 | | |
| 処分するために処理したものの種類 | 溶出試験 | 含有試験 |
| 廃油 | —— | 0.5 mg/kg以下 |
| 廃酸、廃アルカリ | —— | 0.03 mg/L以下 |
| 廃プラスチック類、金属くず | PCBが付着又は封入していないこと | |
| 陶磁器くず | PCBが付着していないこと | |
| 上記以外のもの | 0.003 mg/L以下 | —— |

○ 鉱さい、燃え殻、ばいじん及びそれらを処分するために処理したものに適用される基準

● 特定有害産業廃棄物である廃油(廃溶剤)を処分するために処理したものに適用される基準(処分するために処理したものが「廃油」の場合は、「各々の廃溶剤(トリクロロエチレン等)ではないこと」とする。)

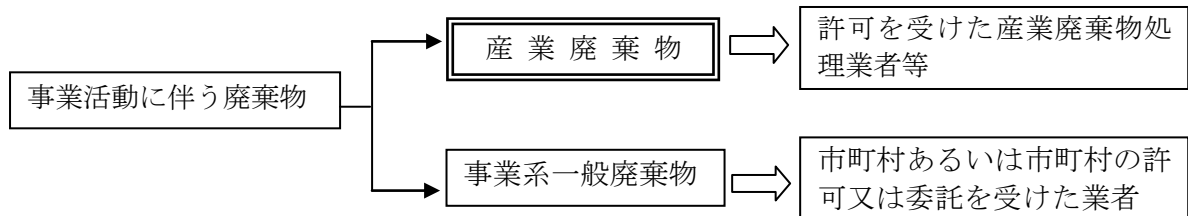
■産業廃棄物の処理委託 ー委託先の選定ー

事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理（運搬又は処分）を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければなりません。

[法第12条第5項、第12条の2第5項]

●産業廃棄物の処理の委託先

発生した廃棄物の運搬及び処分の委託先は、産業廃棄物か一般廃棄物かで大きく分けられます。



産業廃棄物の処理を委託する場合は、知事（又は政令市長）の許可のある産業廃棄物処理業者のほか、施行規則で定める者に委託することができます。施行規則で定める者の例は次のとおりですが、詳しくはp.48（資料5）をご覧ください。

- ・ 古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類又は古繊維を専門に取り扱う再生業者
- ・ 産業廃棄物の処理をその事務として行う市町村又は都道府県
- ・ 環境大臣による再生利用認定、広域処理認定又は無害化処理認定を受けた業者

また、事業系一般廃棄物については、市町村や市町村長が許可又は委託した業者が処理を行います。詳しくは所在の市町村にお問い合わせください。

●産業廃棄物処理業者の選定

産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、許可を有する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者をそれぞれ選定しなければなりません。

産業廃棄物処理業者の選定に当たっては、許可証の写し等を入手して、以下の点を確認してください。

(1) 産業廃棄物処理業の許可には、大きく分けて次の4つの種類があります。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まない・積替保管を含む）
- ・ 産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まない・積替保管を含む）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）

処理業の事業の範囲には、産業廃棄物の種類や事業の区分（積替保管の有無や処分方法）等があります。

委託しようとする産業廃棄物の種類や処分方法等が事業の範囲に含まれているかを確認してください。

※ 「特別管理産業廃棄物」に係る許可を持っていても、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」に係る処理はできません。

※ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者のうち、感染性産業廃棄物の収集・運搬を行う者は、感染性一般廃棄物の収集・運搬を行うことができます。

同様に、特別管理産業廃棄物処分業者のうち、感染性産業廃棄物の処分を行う者は、感染性一般廃棄物の処分を行うことができます。〔法第 14 条の 4 第 17 項、施行規則第 10 条の 20〕

※「収集運搬（積替保管を含む）」の許可を受けていなければ産業廃棄物の積替えや保管はできません。

(2) 産業廃棄物の処理委託は、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません。具体的には以下のとおりです。

○ **産業廃棄物収集運搬業者**

積み込む場所、積み下ろす場所、途中の積替え保管場所を所管する都道府県知事（又は政令市長）の許可

なお、法改正により、平成 23 年 4 月 1 日から、以下の場合を除き、原則として都道府県知事の許可で当該都道府県内全域で収集運搬業が可能になりました（ただし、一定の条件下では、従前の政令市長の許可の有効期間までの間は、経過措置が適用されます。）。

- ・ 政令市の区域内で積替保管を行う場合
- ・ 同一都道府県内で一つの政令市の区域内のみにおいて収集運搬を行う場合

○ **産業廃棄物処分業者**

処理施設の設置場所を所管する都道府県知事（又は政令市長）の許可

※政令市には、政令指定都市、中核市、その他があり、大阪府域では大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市が該当します。

(3) 産業廃棄物処理業の許可には有効期間があります。有効期間を過ぎていると、無許可業者に委託することになる場合があります。

(4) 委託業者の選定に当たっては、複数業者から見積もりを取り、適正な処理料金について検討してください。

「適正な処理料金」の考え方について

委託した産業廃棄物が不適正処理されたとき、処理業者等に資力がなく、処理業者等のみによっては生活環境保全上の支障の除去が困難な場合には、適正な対価を負担せずには処理委託した排出事業者も措置命令の対象となります〔法第 19 条の 6〕。

「適正な対価」の判断の目安については、環境省通知「行政処分の指針について」（平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号）において示されています。

この通知において、「適正な対価を負担していないとき」とは、「一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託すること」とされています。また、「その処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金」で処理委託する場合は、「当該料金に合理性があることを排出事業者において示すことができない限りは、適正な対価を負担していない」と判断されます。

処理料金が安いからといって、産業廃棄物の委託を安易に行うと、不法投棄等の思いがけないトラブルに巻き込まれる場合があります。処理業者を選定する場合は、複数業者から見積もりを取り、適正な処理料金について検討してください。

◆ 優良産業廃処理業者認定制度

優良な産業廃棄物処理業者を育成するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備するために、優れた能力及び実績を有する者として以下の優良基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事（又は政令市長）が認定する制度が創設されました（平成 23 年 4 月 1 日）。〔施行令第 6 条の 9〕

認定を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は 7 年に延長されます（通常は 5 年）。

※ 優良基準・・・①実績と遵法性

②事業の透明性（インターネットによる情報公開）

③環境配慮の取組の実施（ISO14001・エコアクション 21 等の認証取得）

④電子マニフェストの利用

⑤財務体質の健全性

基準に適合した処理業者については、許可証にその旨を表示します。大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市では、これに該当する処理業者を公表しています。

また、多量排出事業者（p. 34 参照）が作成し、知事（又は政令市長）へ提出することが義務付けられている産業廃棄物処理計画書等がインターネットで公表されますが、この処理計画書には、優良認定処理業者への委託量の現状と目標を記入することとなりました。

業者選定のポイント

① 許可証の確認

- ・ 許可は有効期間内にあるか。
（有効期間を過ぎていると、無許可業者に委託したことになる場合があります。）
- ・ 委託しようとする廃棄物の種類や処分方法は許可された事業の範囲に含まれるか。
- ・ 収集運搬の場合は廃棄物積み込み場所（排出事業場の所在地）、積み下ろし場所（処分場の所在地等）、また、積替え保管を行う場合には、その場所の積替保管を含む収集運搬の都道府県知事の許可があるか（政令市の区域内に積替保管場所を有する場合には、政令市長の許可）、処分の場合は処分場所在地の都道府県知事（又は政令市長）の許可があるか。

② 処理業者の許可に関する詳細情報について、都道府県（又は政令市）のホームページ等により確認

（参考）大阪府処理業者名簿ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>

③ 処理費用については、複数業者から見積もりを取り、適正価格を検討

④ 処理の状況の確認（p. 18 参照）

- ・ 確認の方法・・・現地確認、インターネットによる公表情報による確認 等
- ・ 確認の内容・・・処理施設の稼働状況、処理実績、維持管理記録 等

産業廃棄物処理業者の許可に関する情報は・・・

① 産業廃棄物協会、都道府県（又は政令市）への照会

② 各都道府県・政令市のホームページ公開情報を参照

③ Web 検索システムを利用

環境省「産業廃棄物処理業者情報検索システム」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/search.php>

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団「産廃情報ネット」

<http://www.sanpainet.or.jp/>

■産業廃棄物の処理委託 — 委託契約の締結 —

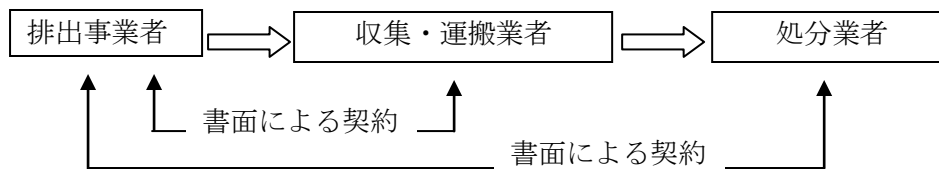
産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託基準に従わなければなりません。
〔法第12条第6項、第12条の2第6項〕

●委託契約における遵守事項

(1) 書面による2者間契約 〔施行令第6条の2第4号〕

産業廃棄物の委託契約は、排出事業者が「収集・運搬業者」、「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければなりません。

ただし、運搬と処分を同一の業者へ委託する場合は、排出事業者と「収集運搬・処分業者」との1本の契約で差し支えありません。



(2) 契約書の保存 〔施行令第6条の2第5号〕

委託契約書は契約終了日から**5年間保存**しなければなりません。

(3) 委託契約書の記載事項 〔施行令第6条の2第4号、施行規則第8条の4の2〕

委託契約書には下記の事項を必ず記載しなければなりません。

| 運搬、処分（中間処理、最終処分、再生を含む）共通の契約書記載事項 | |
|--|---|
| ①委託する産業廃棄物の『種類』、『数量』 ②委託契約の『有効期間』 ③委託者（排出者）が受託者（処理業者等）に『支払う料金』 ④受託者が産業廃棄物処理業許可業者である場合には、『事業の範囲』 ⑤委託者（排出者）の有する委託した産業廃棄物の適正処理に必要な情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 『性状』、『荷姿』に関する事項 ・ 『通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化』に関する事項 ・ 『他の廃棄物との混合等により生ずる支障』に関する事項 ・ 『JIS C0950号に規定する有害物質（鉛等6物質）の含有マークの表示』に関する事項 ・ 石綿含有産業廃棄物（注）に係る記載 ・ その他『取り扱う際に注意すべき事項』 ⑥『委託契約期間中における上記の適正処理に必要な情報の変更時の情報伝達方法』に関する事項 ⑦『委託業務終了時の排出者への報告』に関する事項 ⑧『委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い』に関する事項 | |
| 運搬に係る契約書記載事項 | 処分に係る契約書記載事項 |
| ⑨『運搬の最終目的地の所在地』 ⑩積替え又は保管を行う場合は、『積替え又は保管を行う場所の所在地』『保管できる産業廃棄物の種類』『積替えのための保管上限』 ⑪安定型産業廃棄物の積替保管を行う場合は、積替保管場所での『他の廃棄物と混合することの可否等』 | ⑨『処分又は再生の場所の所在地』、『処分又は再生の方法』、『処分又は再生に係る施設の処理能力』 ⑩処分又は再生を委託する場合において、当該廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入されたものであるときは、その旨 ⑪中間処理を委託するときは『最終処分の場所の所在地』、『最終処分の方法』、『最終処分に係る施設の処理能力』 |

(注) 石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物の廃石綿等を除く）をいいます。産業廃棄物の種類としては、「がれき類」（石綿スレート板等）、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」（石綿石膏ボード等）、「廃プラスチック類」（石綿含有Pタイル等）等に該当します。

産業廃棄物処理委託標準契約書

委託契約書記載事項を全て盛り込んだ産業廃棄物処理委託標準契約書を、p. 53（資料7）に掲載しています。

社団法人全国産業廃棄物連合会のホームページでも公開されていますので、参考にしてください。

社団法人全国産業廃棄物連合会ホームページ <http://www.zensanpairen.or.jp>

(4) 委託契約書の添付書類

[施行規則第8条の4]

委託契約書には、産業廃棄物処理業者の**許可証の写しを添付**、又はその業務を受託できる事業者であることを証する書面（各種認定制度の認定書写し等）を添付しなければなりません。

- ・ 許可内容が変更された場合、又は許可の有効期間を超過した場合などは、必ず有効な許可証の写しを入手して、添付するようにしてください。
- ・ 受託者が環境大臣の認定を受けている場合は、認定証の写しが必要です。
- ・ 再生利用の用に供される古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類又は古繊維のみの再生を委託する場合には、これらの許可証・認定証の写しは不要です。

◆ 特別管理産業廃棄物の処理委託に係る通知事項

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託する際には、受託者に対し、あらかじめ、特別管理産業廃棄物の『種類』『数量』『性状』『荷姿』及び『取り扱う際に注意すべき事項』を文書で通知し、適正に処理できることの確認を行ってください。また、交付した文書は契約書と併せて保管してください。

◆ 処理の再委託

[施行令第6条の6、施行規則第8条の16]

委託した処理業者が再委託することによって、処理責任の所在があいまいになり、不適正処理につながるおそれがあるため、再委託は禁止されています。ただし、運搬車の故障（運搬の再委託）や処理施設の定期修理（処分の再委託）などの場合に、再委託の基準に従った再委託は一度だけ認められています。

※再委託の基準

- ・ あらかじめ排出事業者の書面による承諾を受けていること。
- ・ 委託契約書の必要事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物については、排出事業者から通知された上記の事項を文書で通知すること。
- ・ その他委託基準の例によること。

[法第14条第16項・第14条の4第16項、施行令第6条の12・第6条の15]

◆ 廃棄物データシート（WDS）

廃棄物処理法に定める産業廃棄物の委託基準では、排出事業者は、「産業廃棄物の適正処理に必要な情報」を産業廃棄物処理業者に提供することとされています。（p11 参照） 環境省は、産業廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すガイドラインを作成しました。（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDS（Waste Data Sheet）ガイドライン—」、平成 18 年 3 月）

本ガイドラインでは、排出事業者は、次の 12 項目について、産業廃棄物の処理委託に当たって、処理業者へ文書（廃棄物データシート（WDS）等）で通知することとされています。

- ① WDS 提供年月日
- ② 廃棄物の名称（法律上の名称に限らず、より具体的な名称・呼び名）
- ③ 排出事業者（窓口）
- ④ 廃棄物の種類
- ⑤ 廃棄物の荷姿
- ⑥ 廃棄物の数量
- ⑦ 廃棄物の安定性・有害性
 - 1) 有害特性
 - 2) 品質安定性
- ⑧ 廃棄物の物理的・化学的性質
- ⑨ 廃棄物の組成・成分情報
- ⑩ 取り扱う際の注意事項
 - 1) 安全対策
 - 2) 異常措置（応急処置、漏洩対策、火災時の措置）
- ⑪ 特別注意事項
- ⑫ その他の情報（発生工程など）

廃棄物データシート（WDS）の様式の例は、p. 51（資料 6）をご覧ください。

廃棄物データシート（WDS）の記載に当たっては、次のことに留意してください。

○可能な限り詳細な情報を記載してください。

○排出事業者の責任において正確に記載してください。

○排出事業者と処理業者で十分協議し、両方で内容を確認の上作成してください。

○製造工程等の変更に伴い廃棄物の性状等に変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載してください。

■産業廃棄物の処理委託 — マニフェストの交付 —

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。
〔法第12条の3〕

●マニフェストの交付に関する遵守事項

〔施行規則第8条の20〕

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の運搬先が複数ある場合は、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 廃棄物を処理業者に引き渡す際に、委託する産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称、処分方法等が記載事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

●マニフェストに記載すべき事項

〔施行規則第8条の21〕

マニフェストの交付に当たり、排出事業者は次の事項を記載する必要があります。

マニフェストの様式は規則で定められていますが、準じたものとして、マニフェストが市販されています。

交付に当たっては、以下の事項を漏れなく記載してください。

交付年月日 (23.6.8)

交付番号 (2000000003)

交付担当者氏名 (鈴木〇夫)

排出事業者の氏名又は名称、住所 (凸凹食品工業(株) 〇〇市〇〇町△△)

産業廃棄物の種類(注1) (魚腸骨)

最終処分予定地 (〇〇有機(株) 〇〇市〇〇町□□)

運搬受託者の氏名又は名称、住所 (〇〇有機(株) 〇〇市〇〇町□□)

処分受託者の氏名又は名称、住所 ((有)△△環境 山本□郎)

運搬と処分業社名、担当者署名、処理終了年月日 (〇〇有機(株) 〇〇市〇〇町□□)

最終処分された場所 (〇〇有機(株) 〇〇市〇〇町□□)

排出事業場の名称、所在地 (凸凹食品工業(株) 〇〇市〇〇町□□)

荷姿 (バラ)

産業廃棄物の数量(注2) (4t)

産業廃棄物の処分方法 (焼却)

運搬先の事業場の名称、所在地 (××処理センター(株) 神奈川県××市××4-5-6)

積替保管をする場合は、積替保管場所の所在地 (〇〇有機(株) 〇〇市〇〇町□□)

最終処分年月日 (23.6.8)

7枚綴りの複写式伝票

照合して記載

枠内はすべて排出事業者が記載すること

(注1)石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載すること。

(注2)石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を記載すること。

※「最終処分場の場所」について

- ・ 最終処分場の場所が複数ある場合は、委託契約書に最終処分の予定先の記載があれば、別途委託契約書に記載されたとおりである旨を記載しても差し支えない。
- ・ 委託した産業廃棄物が中間処理後に一部再生され、その残りの部分が最終処分される場合には、再生処理施設と最終処分場の両方の所在地及び事業場の名称を記載すること。

※「最終処分が終了した年月日」について

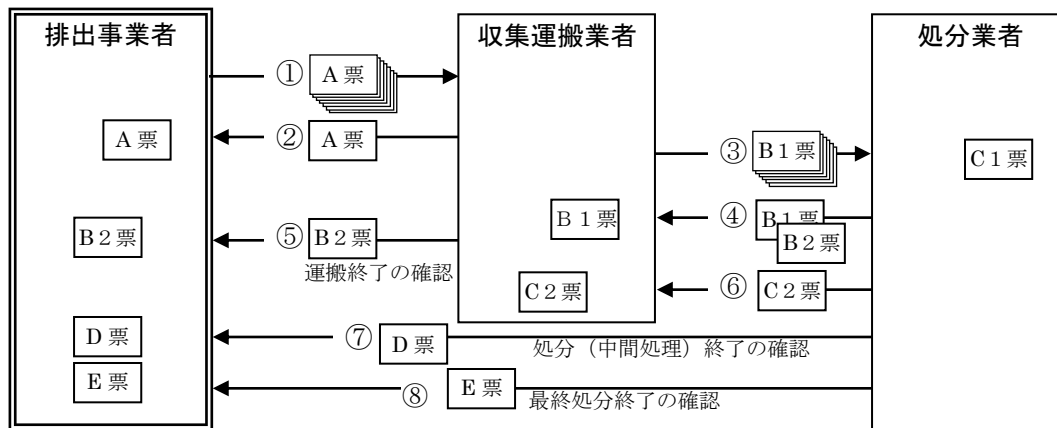
- ・ 中間処理業者に産業廃棄物の再生を委託した場合、中間処理した産業廃棄物が客観的に有償売却できる性状のものとなった年月日とする。

※【A票】の照合確認欄には、返送された【B2票】【D票】【E票】と照合した日を記載してください。

●マニフェストの流れ

排出事業者より交付されたマニフェストの流れは下図のように、廃棄物の処理状況に応じて排出事業者にも【B2票】【D票】【E票】が返送される仕組みとなっています。

【マニフェストの流れ（7枚綴の場合）】



〈廃棄物引渡し時〉 ①排出者は、マニフェストに必要事項の記載を自ら行い、記載事項を確認の上、廃棄物と共にマニフェストの全てを収集・運搬業者に渡す。

②排出者は、運搬業者の署名が入った【A票】を受け取り、保存

〈運搬終了後〉 ③運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付

④処分業者は、署名後【B1・B2票】を運搬業者に返却

⑤運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出者に送付

〈処分終了後〉 ⑥処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を運搬業者に送付

⑦処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を排出者に送付

⑧処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に【E票】を排出者に送付

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入先

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル502号

TEL 06-6943-4016、FAX 06-6942-5314

●マニフェストの保存、返送確認等の義務

- (1) 保存義務 〔施行規則第8条の21の2、8条の26〕
マニフェストの【A票】【B2票】【D票】【E票】は**5年間保存**しなければなりません。
- (2) 返送等確認義務 〔法第12条の3第8項、施行規則第8条の29〕
排出事業者は、マニフェストの【B2票】【D票】【E票】が規定された期間（①・②）に送付されない場合、又は規定する事項が記載されていないか、若しくは虚偽の記載があった場合は、速やかに運搬又は処分状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のため必要な措置を講じ、以下の期限までに知事（又は政令市長）に措置内容等報告書を提出しなければなりません。
- ・規定された期間内に送付されない場合・・・当該期間が経過した日から30日以内
 - ・記載事項不備の場合・・・マニフェストの写しの送付を受けた日から30日以内
 - ・虚偽記載の場合・・・虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
- ① 【B2票】、【D票】：マニフェストの交付の日（廃棄物の引渡日）から**90日以内**
（特別管理産業廃棄物にあつては**60日以内**）
- ② 【E票】：マニフェストの交付の日から**180日以内**

●マニフェスト交付等状況の報告

〔法第12条の3第7項〕

マニフェストの交付者は、交付したマニフェストに関する報告書を作成し、知事（又は政令市長）に提出しなければなりません。大阪府では集計を円滑に行い、産業廃棄物の処理の実態を把握するため独自の様式を作成していますので、ご協力をお願いします（p.61（資料8）参照）。

- 対象事業者： 全てのマニフェスト交付者
- 対象廃棄物： 全ての産業廃棄物
- 報告内容： 前年度のマニフェスト交付実績
産業廃棄物の種類、排出量、マニフェスト交付枚数、
運搬受託者、運搬先、処分受託者、処分場所 等
※大阪府独自項目・・・処分方法コード、産業廃棄物の種類等コード等
- 提出期限： 毎年6月30日
- 提出先： p.86の報告書等の提出先
- ※ マニフェスト交付等状況報告書に関する概要、様式、記入例については、大阪府のホームページに掲載しています。

建設業以外の業種

(URL:<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshohido/report/plan-delivery.html>)

建設業 (URL: <http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/sanpai/kennmani.html>)

●マニフェストの交付を要しない場合

〔施行規則第8条の19〕

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄(古銅を含む)、空きびん類、古繊維）のみの収集運搬又は処分を業として行う者や、環境大臣の認定を受けた者（一部除外規定あり）などに産業廃棄物を委託する場合には、マニフェストの交付は不要です。詳しくは p.62（資料9）をご覧ください。

なお、その場合でも委託契約書の作成は必要となりますのでご注意ください。

●勧告・公表・命令

〔法第12条の6〕

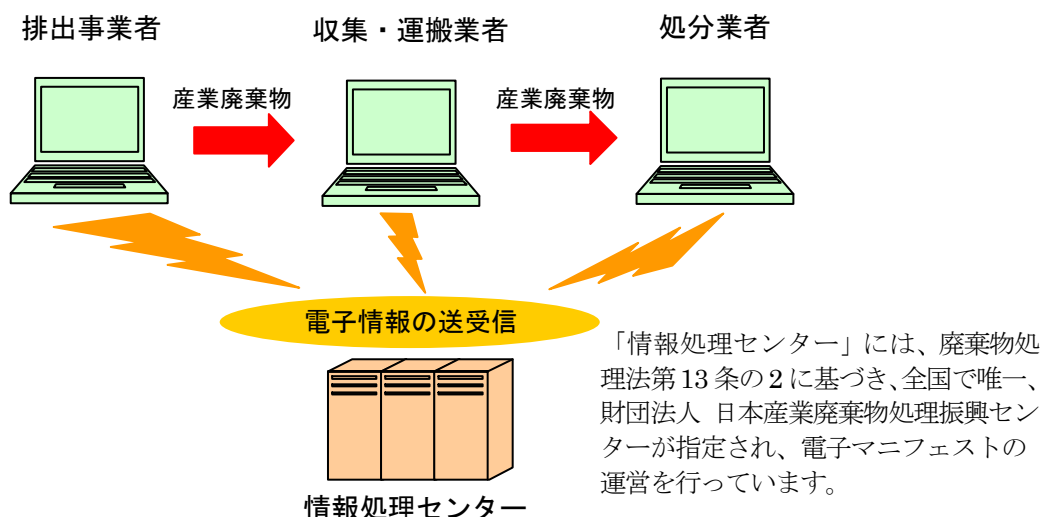
マニフェストの交付、写しの送付の確認や保存、交付等状況の報告などの義務事項が適切に行われていない場合、当該事業者に対して知事（又は政令市長）が勧告を行い、事業者がその勧告に従わなかった場合はその旨を公表することがあります。また、当該公表の後にも必要な措置が採られなかった場合は、その措置を採るべきことを命じることがあります（命令違反には罰則が適用されます）。詳しくは p.39 をご覧ください。

●電子マニフェストシステム

[法第12条の5]

紙マニフェストの使用に代えて、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センターを介して、廃棄物の委託処理の流れをコンピューターにより管理する電子マニフェストシステムがあります。

※ 電子マニフェストを利用するには、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者が電子マニフェストシステムを導入する必要があります。



電子マニフェストのメリット

電子マニフェストは紙マニフェストに比べて以下のようなメリットがあります。

- 事務処理の効率化（費用の軽減）
 - ・ 入力、データ管理が容易（入力パターンを登録し、一覧から選択）
 - ・ マニフェスト情報をダウンロードして、集計等に自由に活用
 - ・ マニフェストの返送が不要
 - ・ マニフェストの保存が不要
 - ・ マニフェスト交付等状況報告書の提出が不要
(電子マニフェストシステムに登録された情報は、情報処理センターが都道府県(又は政令市)に報告)
- 法令の遵守（コンプライアンス）
 - ・ マニフェストの記載漏れを防止
 - ・ 処理終了報告確認期限を自動的に通知
- 透明性の確保
 - ・ マニフェスト情報を情報処理センターが管理・保存
 - ・ マニフェストの偽造を防止

電子マニフェストの申込み・問合せ先

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL : 03-5275-7023 (サポートセンター)

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

■産業廃棄物の処理委託 ー適正処理の確認等ー

法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、委託した産業廃棄物の処理状況の確認に関する努力義務規定や、委託業者による処理が困難となった場合の通知等に関する規定が追加され、排出事業者の責任は一層強化されました。

●処理の状況の確認

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければなりません。〔法第 12 条第 7 項〕

処理の状況に関する確認の方法には、以下のものがあります。契約当初のみならず定期的に確認を行い、適正処理が確実に行われるように努めてください。

- 委託先の中間処理施設や最終処分場等を実地に確認する方法（現地確認）
（独自のチェックリストを作成し、予め確認項目を明確にするのが望ましい。）
- 優良認定処理業者に処理を委託している場合は、処理業者による産業廃棄物の処理状況に関するインターネットによる公表情報により確認する方法
- 産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関するインターネットによる公表情報により確認する方法
- ※ この規定は、努力義務であるものの、処理を委託した産業廃棄物が不法投棄された場合等に排出事業者が、原状回復等の措置命令の対象となる場合として、「この規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。」と定められています。

〔法第 19 条の 6〕 詳しくは、p. 37 をご覧ください。

●処理困難の通知

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、排出事業者に通知しなければなりません。

〔法第 14 条第 13 項〕

- ※ 困難となる事由・・・破損その他の事故による保管上限到達、事業の廃止、施設の休廃止、埋立終了(最終処分場)、欠格要件該当、行政処分

また、当該通知を受けた排出事業者は、速やかに処理の状況を把握し、適切な措置(生活環境の保全上の支障の除去等)を講ずるとともに、マニフェストの返送を受けていない場合は、措置内容等報告書を知事（又は政令市長）に提出しなければなりません。

〔法第 12 条の 3 第 8 項、施行規則第 8 条の 29〕

- ※ 委託した産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、処理困難通知を受けて適正な措置を講じなかった排出事業者も措置命令の対象となります〔法第 19 条の 5〕。詳しくは、p. 36 をご覧ください。

■産業廃棄物の保管

●保管基準の遵守

排出事業者は、発生した産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下に掲げる技術上の基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければなりません。

[法第12条第2項、施行規則第8条]

(1) 保管場所の要件

イ 周囲に囲いが設けられていること

(廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力上(廃棄物の荷重、風圧力、地震力等)安全であること)

ロ 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること

① 60 cm×60 cm以上であること

② 次の事項を表示していること

ア 廃棄物の保管場所である旨

イ 保管する廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨)

ウ 保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先(管理担当部署名、電話番号)

エ 最大積み上げ高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る)

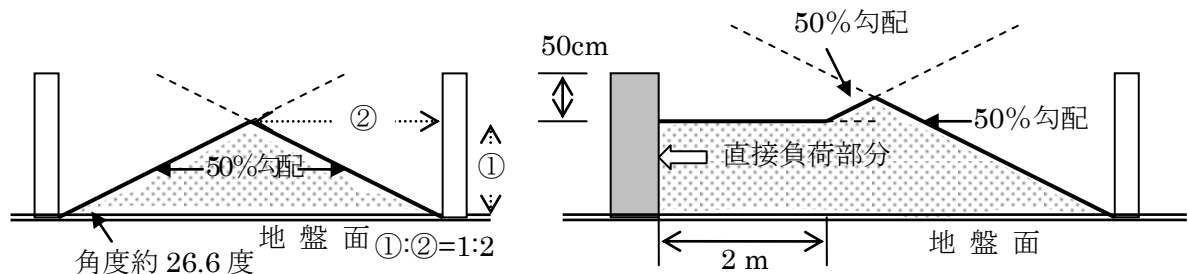
掲示板の例(屋外で容器を用いずに保管する場合)

| | |
|------------|--------------------|
| 産業廃棄物 保管場所 | |
| 名称及び代表者氏名 | 株式会社〇〇工業代表取締役 大阪太郎 |
| 本社所在地 | 〇〇市△△区□□町1-2-3 |
| 責任者氏名 | 管理部 大阪 次郎 |
| 連絡先電話番号 | TEL 06-××××-×××× |
| 産業廃棄物の種類 | 金属くず、廃プラスチック類 |
| 最大保管高さ | 1.8 m |

(2) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置

イ 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ、底面を不浸透性の材料で覆うこと

ロ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さを超えないこと(下図参照)



- ・保管する廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下(左図)
- ・保管する廃棄物が囲いに接する場合(囲いに廃棄物の負荷が直接かかる場合は、囲いの内側2mにおける高さは囲いの上端より50cm以上低くすること、2m以上内側は勾配50%以下とする(右図))

ハ その他必要な措置

(3) 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

(4) 石綿含有産業廃棄物については、他の産業廃棄物と混合しないよう区分して保管し(仕切り、覆い、梱包など)、(1)ーロの掲示板の廃棄物の種類の欄には石綿含有産業廃棄物が保管されている旨を記載すること

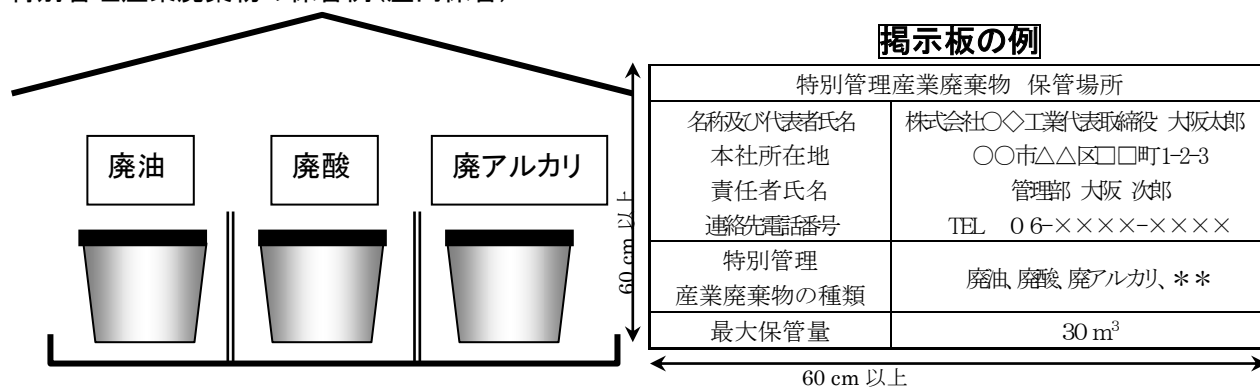
●特別管理産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、上記の保管基準に加えて下記の基準を遵守しなければなりません。
〔法 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 8 条の 13〕

- (1) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること

| 種類 | 措置の内容 |
|---------------------------|---|
| ●廃油 ●PCB汚染物 ●PCB処理物 | 容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置 |
| ●廃酸 ●廃アルカリ | 容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置 |
| ●PCB汚染物 ●PCB処理物 | 腐食防止のために必要な措置 |
| ●廃石綿等 | 梱包すること等、廃石綿等の飛散防止のために必要な措置 |
| ●腐敗するおそれのあるもの | 容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置 |
| ●感染性産業廃棄物 | 保管は極力短期間とし、保管場所には関係者以外立ち入れないよう配慮するとともに取扱注意の表示を行うこと。次のような容器に入れて密閉して保管し、容器にはバイオハザードマークなどの表示を行うこと。 注射針、メス等の鋭利なもの：金属製、プラスチック製等で危険防止のために耐貫通性のある堅牢な容器を使用すること。 固形状のもの：丈夫なプラスチック袋を二重にして使用するか、堅牢な容器を使用すること。 液状又は泥状のもの：廃液等が漏洩しない密閉容器を使用すること。 ※「 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 」(平成 21 年 5 月 環境省) 参照 環境省ホームページ http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html |

特別管理産業廃棄物の保管例(屋内保管)



- ・それぞれの特別管理産業廃棄物の保管場所に仕切りを設けて、他のものが混入しないようにし、容器に入れ密閉する
- ・保管場所に設ける掲示板には、特別管理産業廃棄物が保管されていることが分かるようにして、廃棄物の種類、責任者、保管量等を分かるように記載する

●条例に基づく届出等

発生した廃棄物を発生場所以外で保管する場合、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき保管場所の届出が必要となることがあります。詳しくは P. 63 (資料 10) をご覧ください。

また、それが建設工事に伴い生ずる廃棄物の場合は、法に基づく届出も必要になる場合があります。詳しくは P. 65 (資料 11) をご覧ください。

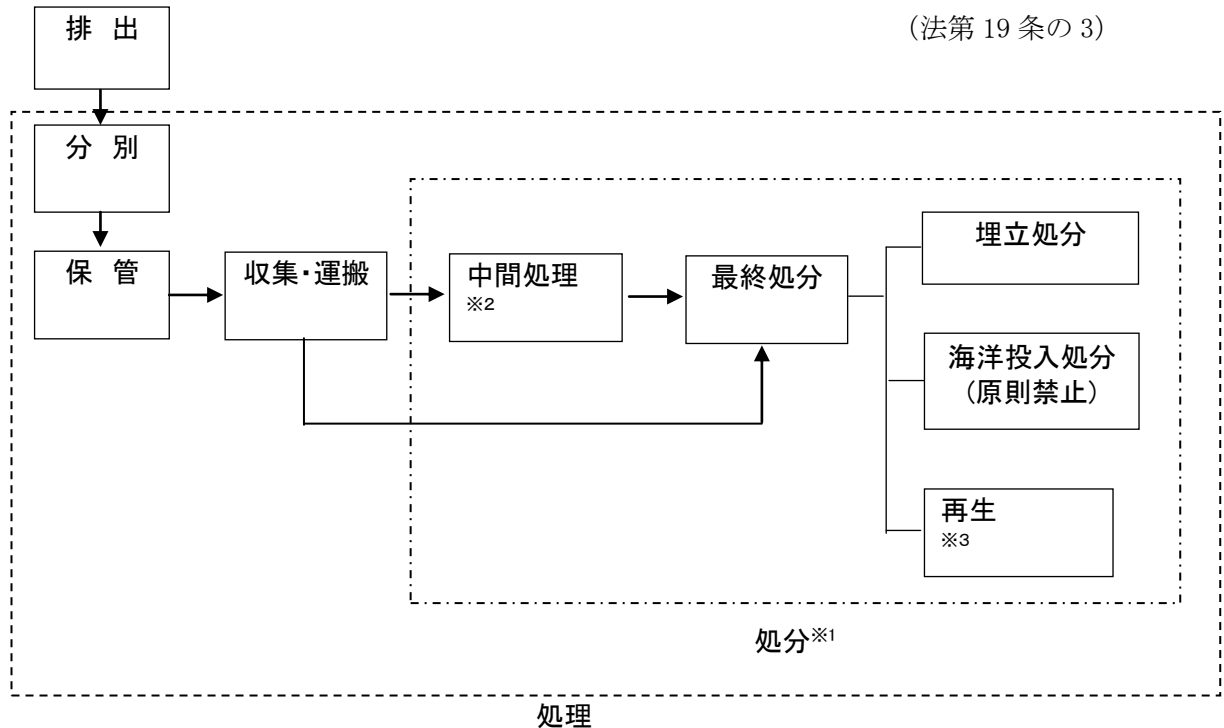
■産業廃棄物の自社内処理

自社内で産業廃棄物を自ら処理（脱水・焼却等）する場合には各種基準を遵守するとともに、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理施設については設置の許可が必要になります。

●処理基準の遵守

自社内で産業廃棄物を処理する場合は、廃棄物処理法により定められた処理基準を遵守し、処理を行わなければなりません。

処理基準にしたがって収集・運搬や処分を行わなかった場合、改善命令の対象となります。



【用語】

※1 処分とは

廃棄物を、物理的、化学的、生物的な方法によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障が少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することをいいます。

※2 中間処理とは

廃棄物を、焼却・破碎・中和・脱水など、物理的、化学的、生物的な方法によって自然界に戻しても生活環境の保全上支障が生じないものに変化させることをいいます。

※3 再生とは

廃棄物を再び製品の原材料等の有価物とするため、何らかの加工等を行うことをいいます。

(1) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準（収集・運搬）

事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、飛散、流出しないようにすること等、以下に掲げる基準を満たさなければなりません。

【収集・運搬の基準】

[施行令第6条第1項第1号]

| 収集運搬の基準（一部） |
|---|
| ①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、及び流出しないようにすること。 ②収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 ③収集・運搬の施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。 このほか、詳しくはp.67（資料12）をご覧ください。 |

【運搬車の表示及び書面備え付け】

産業廃棄物を収集運搬する際には、運搬車に産業廃棄物を収集運搬している旨等の表示と、運搬先等を記載した書類の備え付けが必要です（特別管理産業廃棄物を運搬する場合には、産業廃棄物を特別管理産業廃棄物に読み替えます）。

[施行規則第7条の2の2、第8条の5の3]

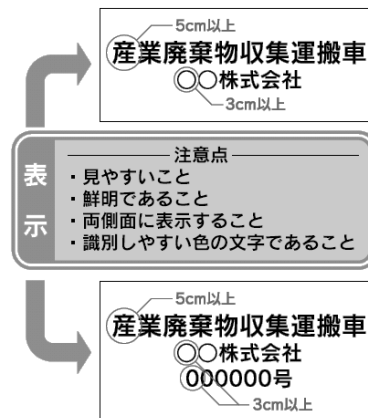
1. 表示義務について

排出事業者が自ら産業廃棄物を運搬する場合には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 排出事業者名

(参考) 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 業者名
- ③ 許可番号（下6けたに限る）



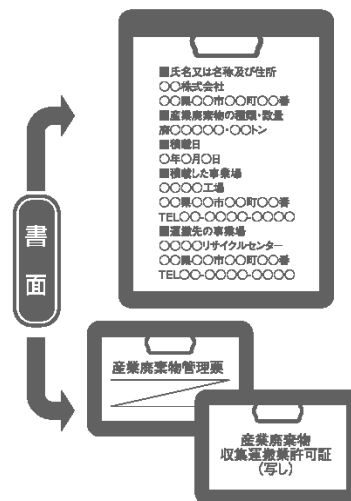
2. 書類の携帯義務について

排出事業者が自ら産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物の運搬車に、次のような書面を備えつけておかなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(参考) 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 ※電子マニフェストの場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類、数量等を記載した書面又はこれらの電子情報
- ② 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し



【特別管理産業廃棄物の収集・運搬の基準】

特別管理産業廃棄物を収集・運搬する場合は、上記の収集・運搬の基準に加えて下記の基準を遵守しなければなりません。 [施行令第6条の5第1項第1号]

- ① 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集・運搬すること。ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
- ② 感染性産業廃棄物又はPCB廃棄物の収集・運搬を行う場合には、次によること。
 - 必ず運搬容器に収納して収集・運搬すること。
 - 運搬容器は次の構造を有するものであること。
 - ・密閉できること。
 - ・収納しやすいこと。
 - ・損傷しにくいこと。
- ③ 次の事項を記載した文書を携帯すること。又は、運搬容器に当該事項が表示されていること。
 - 特別管理産業廃棄物の種類
 - 取り扱う際に注意すべき事項

【収集・運搬過程での保管基準】

産業廃棄物の収集・運搬過程での保管は、輸送効率の観点等から積替えを行う場合のみ認められています。(PCB廃棄物以外の特別管理産業廃棄物についても同じ。)積替え保管に当たっては、運搬されるまでの間の保管基準(p.19参照)に加えて、最大保管量に関する次の規準を遵守しなければなりません。

- 保管する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の数量が、当該保管場所における一日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにすること。

(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準(中間処理)

事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の中間処理又は再生を行う場合には、以下に掲げる基準を満たさなければなりません。

特に廃棄物の焼却については、以下に定める場合を除く焼却行為を行った場合は、例え未遂の場合であっても、罰則の対象になるため注意が必要です。[法第16条の2、施行令第14条] 詳細な罰則の内容についてはp.38をご覧ください。

- ① 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準(p.24)にしたがって行う場合
- ② 「家畜伝染病予防法」、「あへん法」など他の法令による場合
- ③ 公益上、社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺環境の生活環境に与える影響が軽微であるものとして施行令第14条に定めるもの
 - ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

【処理の基準】

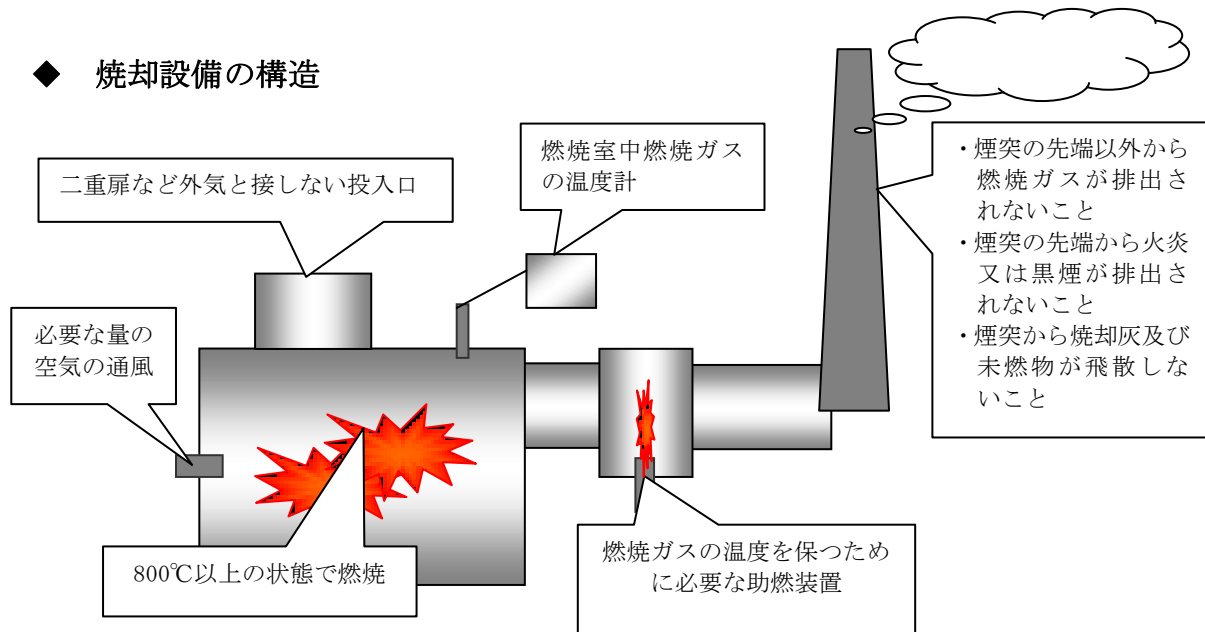
〔施行令第6条第1項第2号、第6条の5第1項第2号〕

| 中間処理又は再生の基準 | |
|---|-----------|
| 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く） | 特別管理産業廃棄物 |
| <p>①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、及び流出しないようにすること</p> <p>②処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること</p> <p>③処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること</p> <p>④産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を焼却する場合には、(1)、(2)を満足するよう焼却すること</p> <p>(1) 次の構造を有する焼却設備を用いること</p> <p>ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること</p> <p>イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること</p> <p>ウ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。ただし、廃棄物を1回の投入で燃やし切る方式も可とする。</p> <p>エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること</p> <p>オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること</p> <p>ただし、加熱することなく、燃焼ガス温度を保つことができる廃棄物のみを焼却する場合等はこの限りではない。</p> <p>(2) 次の方法により焼却すること（平成9年8月29日「環境大臣が定める焼却の方法」）</p> <p>ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること</p> <p>イ 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。</p> <p>ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること</p> <p>※ 一定以上の処理能力を有する産業廃棄物の処理施設（p.32（表-3））に該当する場合は、産業廃棄物処理施設の設置の許可が必要になります。</p> <p><u>産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、④の処理基準に適合しない焼却（不法焼却）は、法第16条の2違反となり罰則が適用されます。未遂も罰則の適用があります。</u></p> <p><u>ただし、災害時等について一部例外があります。</u></p> <p>⑤産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること）を行う場合には、(1)、(2)を満足するよう行うこと。</p> <p>(1) 次の構造を有する熱分解設備を用いること</p> <p>(1)-1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合</p> <p>ア 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造であること。</p> <p>イ 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができること。</p> <p>ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。</p> <p>エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、残さを直ちに冷却することができるものであること。</p> <p>オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成した炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）できるものであること。</p> <p>(1)-2 (1)-1 以外の場合にあっては産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 次の方法により熱分解すること。（平成17年1月12日「環境大臣が定める熱分解の方法」）</p> <p>(2)-1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合</p> <p>ア 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。</p> | |

| 中間処理又は再生の基準 (つづき) | |
|---|---|
| 産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く) | 特別管理産業廃棄物 |
| <p>イ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。</p> <p>ウ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は日本工業規格 D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないようにすること。</p> <p>(2)-2 (2)-1 以外の場合にあっては、(2)-1 のア及びイによること。</p> | |
| <p>⑥石綿含有産業廃棄物の基準</p> <p>石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める次の方法。ただし、収集・運搬のため必要な破砕又は切断であって環境大臣が定める方法(石綿含有産業廃棄物を排出する場所における運搬車への積み込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行う方法であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化する方法)により行うものについては、この限りでない。</p> <p>ア 「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」において石綿が検出されないよう溶融する方法</p> <p>イ 環境大臣による無害化処理認定に係る無害化処理の方法</p> <p>ウ 市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」に係る構造基準に適合する施設において同施設に係る維持管理基準に従い溶融する方法</p> <p>エ ア～ウの方法により処理を行う設備に投入するため必要な破砕又は切断を当該処理を行う施設において行う方法</p> <p>(平成 18 年 7 月 27 日「石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」)</p> | <p>⑥特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> |
| <p>⑦産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 廃棄物の保管は、産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。</p> | |
| <p>(2) 保管基準 (p.19(1)～(4)) の規定参照) に適合すること。</p> | <p>(2) 次の規定に適合すること。</p> <p>ア 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合を除く。</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講ずること。</p> |

| | | | | | | | |
|---|--|------------------------------|--|------------------------|---------------|--------------|----------------------------|
| | <table border="1"> <tr> <td>廃油 P C B 汚染物 P C B 処理物</td> <td>容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置 及び高温にさらされないために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>P C B 汚染物 P C B 処理物</td> <td>腐食防止のために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>腐敗するおそれのあるもの</td> <td>容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置</td> </tr> </table> <p>ウ 掲示板には、「処分等のための保管上限」を加えること。</p> | 廃油 P C B 汚染物 P C B 処理物 | 容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置 及び高温にさらされないために必要な措置 | P C B 汚染物 P C B 処理物 | 腐食防止のために必要な措置 | 腐敗するおそれのあるもの | 容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置 |
| 廃油 P C B 汚染物 P C B 処理物 | 容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置 及び高温にさらされないために必要な措置 | | | | | | |
| P C B 汚染物 P C B 処理物 | 腐食防止のために必要な措置 | | | | | | |
| 腐敗するおそれのあるもの | 容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置 | | | | | | |
| <p>(3) 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の処理能力の 14 日分を超えないようにすること。なお、</p> <p>ア 船舶により運搬する場合で保管上限を超える場合： （船舶積載量+7 日分）まで可</p> <p>イ 処理施設において連続 7 日以上 of 定期点検、修理を行う場合： （点検、修理の日数分+7 日分）まで可（ただし、点検、修理終了後 60 日以内に 14 日分までに戻すこと。）</p> <p>ウ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片、アスファルト・コンクリートであって分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において上記廃棄物を再生のために保管する場合：処理能力の 28 日分（アスファルト・コンクリートの破片にあつては 70 日分）まで可</p> | <p>(3) 保管を行う場合には、保管量が、処理施設における 1 日当りの処理能力の 14 日分を超えないようにすること。</p> | | | | | | |

◆ 焼却設備の構造



※焼却施設では、産業廃棄物の焼却にかかる事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。詳しくは p. 28 をご覧ください。

- 中間処理又は再生に当たっては、前記の基準に加えて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類により、別途基準が設けられています。詳しくは p. 68（資料 13）をご覧ください。

(3) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準（埋立処分）

〔施行令第6条第1項第3号、第6条の5第1項第3号〕

事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、自社の土地であっても、また埋立処分する面積の大小に関わらず最終処分場の設置許可を受けなければ埋立処分することができません（構造又は維持管理の基準が別途適用）。

埋立処分場には、安定型処分場、管理型処分場及び遮断型処分場がありますが、そのうち、安定型処分場で処分ができる種類は、下表の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類等の一部に限られます。その他、埋立処分の基準の詳しい内容については、p.71（資料14）をご覧ください。

安定型産業廃棄物

〔施行令第6条第1項第3号イ〕

(1) 廃プラスチック類(ただし下記のを除く)

- ・自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む)、電気機械器具の破砕に伴って生じたもの。以下同じ。)
- ・廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているもの。以下同じ。)
- ・廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。)以下同じ。)

(2) ゴムくず

(3) 金属くず(ただし下記のを除く)

- ・自動車等破砕物
- ・廃プリント配線板
- ・廃容器包装
- ・鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板であって不要物であるもの

(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ただし下記のを除く)

- ・自動車等破砕物
- ・廃ブラウン管(側面部に限る)
- ・廃石膏ボード
- ・廃容器包装

(5) がれき類

(6) (1)～(5)の産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

また、廃棄物の不法投棄は、例え未遂の場合であっても罰則の対象になるため注意が必要です。(詳細な罰則の内容については、p38～39をご覧ください。) 廃棄物の不法投棄とは、廃棄物処理法第16条に規定する投棄禁止規定(何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。)に違反する行為をいい、「みだりに捨てる」に該当するかどうかは、廃棄物処理法の趣旨である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に照らし具体的状況を前提として社会通念上許容されるかどうかで判断します。したがって、自社の敷地内といえども穴を掘って廃棄物を埋めたり、下水道や公共水域に未処理の廃液を流す行為などは不法投棄に該当する場合があります。

●帳簿の記載と保存

(1) 帳簿記載義務

- ① 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している場合
〔施行令第6条の4第1号〕

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら処理するために産業廃棄物処理施設（施行令第7条で定める施設）又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者は、当該処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに下表に示す事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

| 区分 | 記 載 内 容 |
|----|--|
| 処分 | ① 処分年月日 ② 処分方法ごとの処分量 ③ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |
| 備考 | 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。 |

- ② 事業場の外において自ら産業廃棄物の処分を行う場合 〔施行令第6条の4第2号〕

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者は、当該産業廃棄物の種類ごとに、下表に示す事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

| 区分 | 記 載 内 容 |
|----|--|
| 運搬 | ① 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ② 運搬年月日 ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ④ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 |
| 処分 | ① 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ② 処分年月日 ③ 処分方法ごとの処分量 ④ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |
| 備考 | 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、処理の区分に応じそれぞれ記載内容に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。 |

③ 特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する場合

[法第 12 条の 2 第 14 項]

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関して、特別管理産業廃棄物の種類ごとに下表に示す事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

| 区分 | 記 載 内 容 |
|----|--|
| 運搬 | ① 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ② 運搬年月日 ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ④ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 |
| 処分 | ① 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ② 処分年月日 ③ 処分方法ごとの処分量 ④ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

※ 法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合の帳簿の記載は不要になりました。

(2) 帳簿記載時期等及び帳簿の保存

帳簿記載時期等及び帳簿の保存については下表のとおりです。

| | |
|------|---|
| 遵守事項 | ① 事業場ごとに備えること。 ② 毎月末までに前月分の記載を終了すること。 ③ 帳簿は、1 年ごとに閉鎖すること。 ④ 閉鎖後 5 年間、事業場ごとに保存すること。 |
|------|---|

帳簿の例

(事業所の外において自ら産業廃棄物の処分を行う場合)

| | | |
|---------------|-----|--|
| 産業廃棄物を生じた事業場 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 産業廃棄物を処分した事業場 | 名称 | |
| | 所在地 | |

| | |
|---------|--|
| 業廃棄物の種類 | |
|---------|--|

| 運 搬 | | | | | | 処 分 | | | | |
|-----|------|-----|-------|---------|--------------|-----|------|-------|---------|-------------|
| 年月日 | 運搬方法 | 運搬先 | 量(kg) | 積替保管の場所 | 積替保管の搬出量(kg) | 年月日 | 処分方法 | 量(kg) | 処分後の持出先 | 処分後の持出量(kg) |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

●産業廃棄物処理施設

[法第 15 条第 1 項、施行令第 7 条]

自社内において施行令第 7 条で定める産業廃棄物処理施設 (p. 32 (表-3)) を設置し、又は構造等の変更をする場合には知事 (又は政令市長) の許可を受けなければなりません (許可申請手続き等については、p. 79~84 (資料 15~19) 参照)。

設置の許可を受けるためには、施行規則等で定める技術上の基準に適合しているほか、周辺地域の生活環境の保全及び一定の周辺施設について適正な配慮がなされた設置計画・維持管理計画であることが必要です。

産業廃棄物処理施設に係る設置・変更・譲受け・合併・相続等については、必ず所管行政庁へ問い合わせをしてください。万一、許可を受けずに産業廃棄物の処理施設の設置や構造等の変更を行った場合は罰則の適用がありますのでご注意ください。

また、処理施設設置者には帳簿の記載と保存 (p. 28) のほか、次に掲げる事項が義務付けられています。

(1) 適正な維持管理

① 産業廃棄物処理施設については、施行規則等で定める維持管理の技術上の基準及び許可申請書に記載した『維持管理に関する計画』に従い、適正な維持管理を行わなければなりません。
[法第 15 条の 2 の 3 第 1 項]

② 産業廃棄物処理施設 (焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB 関連施設、最終処分場に限る) の設置者は、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報であって施行規則で定める事項について、当該月の翌月の末日から 3 年間、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。
[法第 15 条の 2 の 3 第 2 項]

③ ②の産業廃棄物処理施設においては、維持管理に関し、施行規則で定める事項について記録し、これを施設に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。
[法第 15 条の 2 の 4]

④ 管理型最終処分場及び安定型最終処分場においては、埋立処分終了後の維持管理を適正に行うための費用として、埋立処分が終了するまでの間、維持管理積立金を積立てなければなりません。(積立金は、埋立処分終了後に取り戻すことができます。)
[法第 15 条の 2 の 4]

(2) 技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければなりません。ただし事業者が自ら技術管理者になることもできます。
[法第 21 条第 1 項]

技術管理者になるためには、施行規則で定める資格が必要です。(資料 20 p. 85 参照)

[法第 21 条第 3 項]

技術管理者は、廃棄物処理法で定める維持管理の技術上の基準に違反することがないよう、施設の維持管理をする事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

[法第 21 条第 2 項]

(3) 産業廃棄物処理責任者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。ただし、事業者が自ら産業廃棄物処理責任者になることもできます。
[法第 12 条第 8 項]

産業廃棄物処理責任者となるためには、特に資格は必要ありませんが、管理者的立場にある人を選任するよう努めてください。

- (4) 処理施設の定期検査 〔法第 15 条の 2 の 2〕
 産業廃棄物処理施設の設置者は、5 年 3 ヶ月ごとに知事（又は政令市長）の検査を受けなければなりません。
- (5) 産業廃棄物の処理施設における事故時の措置
- ① 以下に定める施設（以下、「特定処理施設」という。）の設置者は、特定処理施設において破損その他の事故が発生し、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を知事（又は政令市長）に届け出なければなりません。
〔法第 21 条の 2 第 1 項〕
- ② 知事（又は政令市長）は、特定処理施設の設置者が応急措置を講じていないと認めるときは、当該応急措置を講ずるよう命ずることができます。
〔法第 21 条の 2 第 2 項〕

事故時の措置を講じなければならない産業廃棄物の処理施設（特定処理施設）

〔施行令第 24 条、施行規則第 18 条〕

- ① 施行令第 7 条で定める産業廃棄物処理施設
- ② 焼却施設（処理能力 50 kg/時以上又は火床面積 0.5 m²以上のもの）
- ③ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、処理能力が 1 トン/日以上のもの
- ④ 廃油の蒸留施設、特別管理産業廃棄物である廃酸・廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、処理能力が 1 m³/日以上のもの

◆ 産業廃棄物の焼却施設から排出される排ガス中ダイオキシン類の基準

産業廃棄物の焼却施設について施行規則で定める維持管理の技術上の基準では、燃焼室の処理能力に応じて下表のとおり排ガス中のダイオキシン類濃度の基準が定められています。

単位：ng-TEQ/Nm³

| 燃焼室の処理能力 | 新施設基準 (H9.12.2～) | 既施設基準 (～H9.12.1) |
|---------------|---------------------|---------------------|
| 4 トン/時以上 | 0. 1 | 1 |
| 2 トン/時～4 トン/時 | 1 | 5 |
| 2 トン/時未満 | 5 | 1 0 |

※ ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5m² 以上又は焼却能力が 50kg/時以上）に対して上表の基準が適用されます。ただし、同法の施行日（H12.1.15）までに設置工事に着手した廃棄物焼却炉には、既施設基準が適用されます。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉の設置者は、排ガス・排水・燃え殻等に含まれるダイオキシン類の濃度を年 1 回以上測定し、知事（又は政令市長）に報告する必要があります。、知事（又は政令市長）は、報告を受けた測定の結果を公表します。（ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条）

【表－3 産業廃棄物処理施設の種類】

[施行令第7条]

| 処理施設の種類 | | 対象規模 | 備考 | | |
|---------|---------------------------------------|---|--|--|---|
| 中間処理 | 1 | 汚泥の脱水施設 | 処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの | | |
| | 2 | 汚泥の乾燥施設 | 天日乾燥以外 | 処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの | |
| | | | 天日乾燥 | 処理能力 100 m ³ /日 を超えるもの | |
| | 3 | 汚泥の焼却施設 | 次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 5 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの | PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く | |
| | 4 | 廃油の油水分離施設 | 処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの | | |
| | 5 | 廃油の焼却施設 | 次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 1 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの | 廃 PCB 等を除く 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く | |
| | 6 | 廃酸又は廃アルカリの中和施設 | 処理能力 50 m ³ /日 を超えるもの | 中和槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く | |
| | 7 | 廃プラスチック類の破碎施設 | 処理能力 5 t/日 を超えるもの | | |
| | 8 | 廃プラスチック類の焼却施設 | 次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 100 kg/日 を超えるもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの | PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く | |
| | 8の2 | 木くず又はがれき類の破碎施設 | 処理能力 5 t/日 を超えるもの | 事業者が設置する移動式のものを除く | |
| | 9 | 施行令別表第3の3に掲げる物質*又はダイキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設 | 全 て の も の | | |
| | 10 | 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 | 全 て の も の | | |
| | 11 | 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 | 全 て の も の | | |
| 11の2 | 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 | 全 て の も の | | | |
| 12 | 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 | 全 て の も の | | | |
| 12の2 | 廃 PCB 等**又は PCB 処理物の分解施設 | 全 て の も の | | | |
| 13 | PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 | 全 て の も の | | | |
| 13の2 | 産業廃棄物の焼却施設 (上記 3、5、8、12 に掲げるものを除く) | 次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 200 kg/時間 以上のもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの | | | |
| 最終処分 | 14 | 最終処分場 | イ. 遮断型最終処分場 | 全 て の も の | 施行令第6条第1項第3号(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号(1)から(6)までに掲げる特定の有害産業廃棄物 |
| | | | ロ. 安定型最終処分場 | 全 て の も の (水面埋立地を除く) | 施行令第6条第1項第3号(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物 |
| | | | ハ. 管理型最終処分場 | 全 て の も の | イ、ロ以外の産業廃棄物 |

* 施行令別表第3の3に掲げる物質：

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チアム、シアンゲン、チオベンゾイル、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、バリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、フェノール類

** PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCBを含む。

◆ 改善命令等及び許可の取消し (資料 19 p. 84 参照)

産業廃棄物処理施設の許可の技術上の基準、維持管理の技術上の基準、申請書に記載した『設置に関する計画』『維持管理に関する計画』に適合しないとき及び施設の設置者が違反行為（廃棄物処理法又は廃棄物処理法に基づく処分に違反する行為をいいます。以下同じ。）をしたときなどには、知事（又は政令市長）は、必要な改善を命じ、又は期間を定めて施設の使用の停止を命ずることができます。[法第 15 条の 2 の 7]

また、施設の設置者が欠格要件（資料 16 p. 80 参照）に該当するに至ったときや違反行為をし情状が特に重いときなどには、知事（又は政令市長）は、許可を取り消さなければならず、産業廃棄物処理施設の許可の技術上の基準、維持管理の技術上の基準、申請書に記載した『設置に関する計画』『維持管理に関する計画』に適合しないときなどには、知事（又は政令市長）は、許可を取り消すことができます。[法第 15 条の 3]

なお、施設の設置許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、2 週間以内にその旨を知事（又は政令市長）に届け出なければなりません。[法第 15 条の 2 の 6 第 3 項で準用する法第 9 条第 6 項]

◆ 同様性状の一般廃棄物の処理についての特例 [法第 15 条の 2 の 5]

設置許可を受けている産業廃棄物処理施設について、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを当該施設において処理する場合、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする特例制度があります。ただし、当該一般廃棄物の処理を開始する日の 30 日前までに知事（又は政令市長）に届け出る必要があります。（知事（又は政令市長）がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合（大量に発生した災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない場合等）を除く。）

◆ 熱回収施設設置者の認定制度 [法第 15 条の 3 の 3]

- 産業廃棄物処理施設であって熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する廃棄物処理施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、知事（又は政令市長）の認定を受けることができます。
- 認定は、5 年ごとにその更新を受けなければ失効します。
- 知事（又は政令市長）は、認定熱回収施設設置者が、認定基準に適合しなくなったときは、認定を取り消すことができます。
- 認定熱回収施設設置者は、産業廃棄物の処分に当たって行う保管基準が緩和されます。（産業廃棄物の保管量の上限が、通常は 1 日当たりの処理能力の 14 日分のところを 21 日分まで可能となります。）
- 認定熱回収施設設置者は、施設の休廃止等をしたとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、知事（又は政令市長）にその旨を届け出なければなりません。

※ 認定の申請方法や認定の基準は、環境省のホームページ「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/main.pdf>) を参照してください。

■多量排出事業者制度

事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、廃棄物の減量化や適正処理に関する処理計画を作成し、毎年、知事（又は政令市長）に提出しなければなりません。また、その処理計画の実施状況について毎年、知事（又は政令市長）に報告しなければなりません。〔法第 12 条第 9 項・第 10 項、第 12 条の 2 第 10 項・第 11 項〕

事業者から提出された処理計画や実施状況の内容は、知事（又は政令市長）が公表するものとされており、情報が公開されることにより住民への情報提供や周知が図られ、排出事業者の自主的な産業廃棄物の排出抑制や減量化の取組を推進するための制度です。〔施行令第 6 条の 3、第 6 条の 7〕

●多量排出事業者の要件

多量排出事業者とは、次の要件①又は②に該当する事業者です。

①前年度における産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が 1,000 トン以上の事業場を設置する事業者

②前年度における特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者
※発生量とは産業廃棄物が発生した直後の量であり、脱水や焼却などの処理前の量をいう。

●処理計画書と実施状況報告書

多量排出事業者は、事業場ごとに中・長期的な視野に立った上で当該年度における計画を作成し、知事（又は政令市長）に提出してください。計画の作成に当たっては、その事業内容や廃棄物の種類、性状等の事業場の特性を考慮した自主的な取組を反映した目標を設定することができます。

また、前年度に処理計画書を提出した事業者は、当該年度において多量排出事業者に該当するか否かにかかわらず、その処理計画の実施状況報告書を作成し、知事（又は政令市長）に報告してください。処理計画書・実施状況報告書の提出義務違反には罰則（20 万円以下の過料）が適用されます。

| 計画又は報告書名 | 対象事業場 | 提出期限 | 根拠法令 |
|----------------------|--------------------------------|----------------|-------------------|
| 産業廃棄物処理計画書 | 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場 | 当該年度の 6 月 30 日 | 法第 12 条第 9 項 |
| 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 | 前年度産業廃棄物処理計画書を提出した事業場 | 翌年度の 6 月 30 日 | 法第 12 条第 10 項 |
| 特別管理産業廃棄物処理計画書 | 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場 | 当該年度の 6 月 30 日 | 法第 12 条の 2 第 10 項 |
| 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 | 前年度特別産業廃棄物処理計画書を提出した事業場 | 翌年度の 6 月 30 日 | 法第 12 条の 2 第 11 項 |

※処理計画書等の様式、記載例については、大阪府のホームページに掲載しています。

建設業以外の業種（URL：<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshido/report/plan-report.html>）

建設業（URL：<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/sanpai/taryo.html>）

●産業廃棄物処理計画書の内容〔施行規則第 8 条の 4 の 5、様式第 2 号の 8〕

産業廃棄物処理計画書の様式については、平成 22 年廃棄物処理法改正までは施行規則で様式が定められていませんでしたが、法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、様式の統一化が行われました。産業廃棄物処理計画書に記載する内容は次のとおりです。

※ 産業廃棄物処理計画書や処理計画実施状況報告書の作成については、環境省のホームページ「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル(第 2 版)」を参照してください。

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110323008_an.pdf)

○計画期間

・4 月から翌年 3 月までの 1 年間を計画期間とすることを基本とします。

○当該事業場において現に行っている事業に関する事項

・産業廃棄物の一連の処理の工程等を記載してください。

- 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ・管理体制図等を記載してください。
- 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ・産業廃棄物の種類ごとの排出量：現状と計画の目標
 - ・排出抑制の取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組
- 産業廃棄物の分別に関する事項
 - ・分別している産業廃棄物の種類：現状と今後の予定
 - ・分別に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組
- 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ・自ら再生利用を行った産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
 - ・再生利用に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組
- 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
 - ・自ら熱回収を行った産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
 - ・自ら中間処理により減量した産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
 - ・中間処理に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組
- 自ら行う産業廃棄物の埋立処分にに関する事項
 - ・自ら埋立処分を行った産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
 - ・埋立処分にに関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組
- 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
 - ・産業廃棄物の種類ごとの全処理委託量：現状と計画の目標
 - ・優良認定処理業者（p. 10）への処理委託量：現状と計画の目標
 - ・再生利用者への処理委託量：現状と計画の目標
 - ・認定熱回収施設設置者（p. 33）への処理委託量：現状と計画の目標
 - ・認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行う業者への処理委託量：現状と計画の目標
 - ・処理委託に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組

●産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容

[施行規則第8条の4の6、様式第2号の9]

- 産業廃棄物処理計画における計画期間
- 産業廃棄物処理計画における目標値
- 産業廃棄物の種類ごとに計画の実施状況（実績値）を記入した処理フロー

●公表について

処理計画書と実施状況報告書の公表方法については、従来の縦覧から法改正により、平成23年10月1日よりインターネットの利用により行うこととなりました。

[施行規則第8条の4の7]

なお、大阪府への処理計画書の提出及び実施状況の報告に当たっては、電子申請による報告にご協力ください。電子申請の手続きについては府ホームページをご覧ください。

建設業以外の業種（URL：<http://www.pref.osaka.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=3618>）

建設業（URL：<http://www.pref.osaka.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=3643>）

■行政処分

知事（又は政令市長）は廃棄物処理法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査をする権限が与えられています。

報告徴収や立入検査の結果、廃棄物処理法違反の事実が把握された場合には、その違反の程度に応じて、行政指導や行政処分が行われます。

●報告徴収及び立入検査

〔法第 18 条、第 19 条〕

廃棄物処理法の施行に必要な限度において、知事（又は政令市長）は排出事業者等から廃棄物の処理、施設の構造・維持管理について、必要な報告を求めることができます。

また、知事（又は政令市長）はその職員に排出事業者の事業場や処理施設のある土地や建物に立ち入り、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関する帳簿や書類、その他の物件を検査させることができます。

※ 法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、報告徴収及び立入検査の対象として「土地所有者等のその他の関係者」が、立入検査の対象として「車両、船舶その他の場所」が追加されました。この報告徴収及び立入検査の権限は、「廃棄物であることの疑いのある物」についても対象となります。

●改善命令

〔法第 19 条の 3〕

排出事業者、処理業者が産業廃棄物処理基準・保管基準に適合しない産業廃棄物の処理・保管を行った場合、知事（又は政令市長）は、産業廃棄物の適正処理を確保するため、期限を定めて、廃棄物の処理・保管方法の変更その他必要な措置を講じるよう命ずることができます。

改善命令の対象は、処理基準・保管基準が適用される者に限られます。

法第 19 条の 5 に規定する措置命令の対象者（次ページ参照）

- ① 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者
- ② 不適正な委託により当該処理が行われたときは、当該委託をした者
- ③ 産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程においてマニフェストに関する義務に違反した者
 - マニフェストを交付しない者
 - 規定された記載事項を記載せず、又は虚偽の記載をしてマニフェストを交付した者
 - マニフェストの写しを送付せず、又は規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストの写しを送付した者
 - マニフェストを回付しなかった者
 - マニフェスト又はマニフェストの写しを保管しなかった者
 - 以下の場合に、運搬又は処分の状況を把握せず、適切な措置を講じなかった者
 - ・施行規則で定める期間内にマニフェストの写しの送付を受けなかったとき
 - ・規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの送付を受けたとき
 - ・委託業者から処理困難通知を受けたとき
 - マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者
 - 受託した産業廃棄物の処理を完了せずに、マニフェストの写しを送付した者
 - 情報処理センターに登録する場合において、報告せず若しくは虚偽の報告をした者又は虚偽の登録をした者
- ④ 当該処分に関与した者（上記の者に対して当該保管、収集、運搬又は処分又は上記の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が不適正処理をすることを助けた者）

●措置命令

(1) 法第 19 条の 5 に規定する措置命令

産業廃棄物処理基準・保管基準に適合しない産業廃棄物の処理（収集・運搬を含む）・保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、知事（又は政令市長）は、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずることを命じることができます。

※ 法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、措置命令の対象として、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の収集・運搬及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が追加されました。

(2) 法第 19 条の 6 に規定する措置命令

措置命令の対象となる不法投棄等の事案において、原因者である処分者等に資力がないため、原状回復などの支障の除去等の措置を十分にできない場合には、排出事業者も、排出事業者責任の趣旨に照らして、措置命令の対象となることがあります。

○ 排出事業者が措置命令の対象となる場合

- ・ 産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき（p. 9 参照）
- ・ 不適正処理が行われることを知り又は知ることができたとき
- ・ 処理を委託する場合に、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行わないなど排出事業者の注意義務の規定に照らし、排出事業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき

●行政代執行

[法第 19 条の 8]

措置命令の対象となる不法投棄等の事案において、次のような場合は、知事（又は政令市長）自らがその支障の除去等の措置を行う、いわゆる行政代執行を講ずることができます。

行政代執行に要した費用については、措置命令の対象者から徴収することになります。

○ 行政代執行を講ずる場合

- ・ 支障の除去等の措置を命ぜられた者が期限までに措置を講じないとき
- ・ 支障の除去等の措置を命ずべき者を確知することができないとき
- ・ 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合で、命令をするいとまがないとき

※マニフェスト制度に係る勧告・公表・命令については、p. 16 に記載しています。

■ 罰則

廃棄物処理法の罰則は他法令と比較しても大変厳しいものとなっています。また、未遂罪（不法投棄、不法焼却、無確認輸出）や目的犯（不法投棄、不法焼却）、予備罪（無確認輸出）も導入されています。その背景には、不法投棄等の不適正処理が後を絶たないことから、法改正の度に排出者責任に基づき罰則が強化されてきたことがあります。

事業者は、法の定めに従い、産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。万一、法に違反した場合は、以下に掲げる罰則が適用されます。

【廃棄物処理法の罰則（排出事業者に関する事項）】

| 違反事項 | | 罰則 |
|---------------------|--------------------------------------|--|
| 措置命令違反 | 法第 19 条の 5 第 1 項 法第 19 条の 6 第 1 項 | 【法第 25 条】 5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はその併科 【法第 32 条】 両罰規定 ※印については法人に対して 3 億円以下の罰金（法人重課） |
| 無許可業者への委託禁止違反 | 法第 12 条第 5 項 法第 12 条の 2 第 5 項 | |
| 処理施設の無許可設置 | 法第 15 条第 1 項 | |
| 処理施設の無許可構造等変更 | 法第 15 条第 2 の 6 第 1 項 | |
| 廃棄物の無確認輸出（未遂含む）※ | 法第 15 条の 4 の 7 第 1 項 | |
| 廃棄物の不法投棄（未遂含む）※ | 法第 16 条 | |
| 廃棄物の不法焼却（未遂含む）※ | 法第 16 条の 2 | |
| 指定有害廃棄物の処理禁止違反 | 法第 16 条の 3 | |
| 委託基準違反 | 法第 12 条第 6 項 法第 12 条の 2 第 6 項 | 【法第 26 条】 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はその併科 【法第 32 条】 両罰規定 |
| 処理施設の使用停止・改善命令違反 | 法第 15 条の 2 の 7 | |
| 処理基準・保管基準に係る改善命令違反 | 法第 19 条の 3 | |
| 処理施設の無許可での譲り受け・借り受け | 法第 15 条の 4 | |
| 国外廃棄物の無許可輸入 | 法第 15 条の 4 の 5 第 1 項 | |
| 国外廃棄物の輸入許可条件違反 | 法第 15 条の 4 の 5 第 4 項 | |
| 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 | 法第 16 条 法第 16 条の 2 | |
| 廃棄物の無確認輸出予備 | 法第 15 条の 4 の 7 第 1 項 | 【法第 27 条】 2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又はその併科 【法第 32 条】 両罰規定 |

| 違反事項 | | 罰則 |
|---------------------------------------|---|---|
| 事業場外保管の届出義務違反 | 法第 12 条第 3 項 法第 12 条の 2 第 3 項 | 【法第 29 条】 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 【法第 32 条】 両罰規定 |
| 欠格要件該当届出義務違反 | 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項 | |
| 処理施設の使用前検査受検義務違反 | 法第 15 条の 2 第 5 項 法第 15 条の 2 の 6 第 2 項 | |
| マニフェスト交付義務違反 (不交付、未記載、虚偽記載) | 法第 12 条の 3 第 1 項 (法第 15 条の 4 の 7 第 2 項での準用を含む) | |
| マニフェスト保存義務違反 | 法第 12 条の 3 第 2 項・第 6 項 | |
| 電子マニフェスト虚偽登録 | 法第 12 条の 5 第 1 項 (法第 15 条の 4 の 7 第 2 項での準用を含む) | |
| マニフェスト制度に係る義務違反者への措置命令違反 | 法第 12 条の 6 第 3 項 | |
| 処理困難通知義務違反・虚偽通知 | 法第 14 条第 13 項 法第 14 条の 4 第 13 項 | |
| 特定処理施設に係る事故時の措置命令違反 | 法第 21 条の 2 第 2 項 | |
| 帳簿備付け、記載、保存義務違反 | 法第 12 条第 13 項、法第 12 条の 2 第 14 項 | 【法第 30 条】 30 万円以下の罰金 【法第 32 条】 両罰規定 |
| 処理施設定期検査受検義務違反 | 法第 15 条の 2 の 2 第 1 項 | |
| 処理施設届出義務違反 | 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項 | |
| 最終処分場埋立終了届出義務違反 | | |
| 最終処分場廃止確認義務違反 | | |
| 処理施設維持管理記録義務違反 | 法第 15 条の 2 の 4 | |
| 産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者設置義務違反 | 法第 12 条第 8 項 法第 12 条の 2 第 8 項 法第 21 条第 1 項 | |
| 報告義務違反 | 法第 18 条 | |
| 立入検査の拒否・妨害・忌避 | 法第 19 条第 1 項・第 2 項 | |
| 事業場外保管の届出義務違反 (非常災害時) | 法第 12 条第 4 項 法第 12 条の 2 第 4 項 | 【法第 33 条】 20 万円以下の過料 |
| 多量排出事業者産業廃棄物処理計画提出義務違反 | 法第 12 条第 9 項 法第 12 条の 2 第 10 項 | |
| 多量排出事業者産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反 | 法第 12 条第 10 項 法第 12 条の 2 第 11 項 | |

※両罰規定：法人又は人の業務に関して従業員が法違反をした場合、行為者を罰するほか、その法人又は人に罰金刑が科されます。

資 料 編

資料編

| | | |
|-------|-------------------------------------|-------|
| ■資料1 | 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任 | P. 41 |
| ■資料2 | 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格 | P. 45 |
| ■資料3 | 感染性廃棄物の判断基準 | P. 46 |
| ■資料4 | PCB廃棄物について | P. 47 |
| ■資料5 | 産業廃棄物の処理を委託できる者〔運搬・処分〕 | P. 48 |
| ■資料6 | 廃棄物データシート(WDS)様式 | P. 51 |
| ■資料7 | 産業廃棄物処理委託標準契約書〔収集・運搬用〕 | P. 53 |
| | 産業廃棄物処理委託標準契約書〔処分用〕 | P. 57 |
| ■資料8 | マニフェスト交付等状況報告書(様式) | P. 61 |
| ■資料9 | マニフェストの交付を要しない場合 | P. 62 |
| ■資料10 | 大阪府循環型社会形成推進条例 | P. 63 |
| ■資料11 | 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の自ら保管に 関する届出等について | P. 65 |
| ■資料12 | 収集・運搬の基準 | P. 67 |
| ■資料13 | 中間処理又は再生の基準 | P. 68 |
| ■資料14 | 埋立処分の基準 | P. 71 |
| ■資料15 | 産業廃棄物処理施設に係る申請等 | P. 79 |
| ■資料16 | 産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請等 | P. 80 |
| ■資料17 | 産業廃棄物処理施設 許可申請手続きの流れ | P. 82 |
| ■資料18 | 産業廃棄物処理施設 維持管理の流れ | P. 83 |
| ■資料19 | その他産業廃棄物処理施設に係る事項等 | P. 84 |
| ■資料20 | 技術管理者の資格 | P. 85 |

■建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任

〔法第 21 条の 3〕

これまで、建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者については、「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成 6 年 8 月 31 日付け衛産 82 号）により、「建設工事を発注者から請け負った建設業者（元請業者）は、当該建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者¹に該当する」とされてきました。

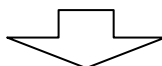
しかし、建設工事が数次の請負によって行われる場合には、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物について、実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすく、不法投棄や不適正処理の一つの要因となっていました。

そこで、平成 22 年の廃棄物処理法の改正で、以下のとおり建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は元請業者であると定義づけられました。したがって下請負人は、廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなりました。

●建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者一元化（法第 21 条の 3 第 1 項）

土木建築に関する工事^{※1}に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の適用については、当該建設工事^{※2}の注文者から直接建設工事を請け負った建設業^{※3}を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

- ※1 建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。
（建設工事とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念である。）
- ※2 他の者から請け負ったものを除く。
- ※3 建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。



- (1) 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければなりません。
- (2) 下請負人は、廃棄物を運搬・処分するには、廃棄物処理業の許可を有していなければなりません。

●例外規定について（法第 21 条の 3 第 2 項～ 4 項）

1. 下請負人による保管（法第 21 条の 3 第 2 項）

下請負人が行う建設工事現場内の保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、保管基準及び改善命令（罰則を含む。）の規定を適用する。

→建設工事現場内において保管する場合、元請業者及び下請負人の双方に産業廃棄物保管基準が適用されます。

2. 下請負人による運搬（法第 21 条の 3 第 3 項）

(1) のすべての条件を満たす廃棄物は、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなすことにより、産業廃棄物収集運搬業の許可なく運搬することができる。

(1) 下請負人による運搬が許可なく可能となる条件（①～⑥すべてに該当すること）

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が 500 万円以下の工事。
 - イ 引渡しされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が 500 万円以下の工事。
- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 一回当たりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により一立方メートル以下であることが測定できるもの又は一立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- ④ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるものであること。

なお、元請業者が使用する権原を有する施設とは、次のとおりです。

- ・元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合
 - ・元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）
- ⑤ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。
- ⑥ 個別の建設工事にかかる書面による請負契約で下請負人が運搬を行うことが定められていること（建設工事が基本契約書に基づくものである場合、個別の建設工事ごとに必要な事項を記載した別紙（資料編 4 3 ページに参考様式）を交わす旨を基本契約書に記載し、別紙を作成することで代えられる）。

(2) 運搬時の書面の備え付け（規則第 7 条の 2 第 3 項及び第 7 条の 2 の 2 第 4 項）

下請負人が法第 21 条の 3 第 3 項の規定により産業廃棄物の運搬を行う場合には、当該下請負人には産業廃棄物処理基準が適用されることとなり、当該運搬を行う船舶又は運搬車に、当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面として、次の書面を備え付けなければなりません。

- ① 当該廃棄物が環境省令（(1)①～⑤）で定める廃棄物であることを証する書面

別記様式（資料編 4 3 ページ）に基づき作成した別紙又はその写しを備え付けること。

この別紙は、請負契約の基本契約書を補完するものであり、元請業者及び下請負人が当該運搬を把握することが必要であることから、元請業者及び下請負人の双方が押印したものであることが必要です。

なお、押印については、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとされています。

- ② 当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面

①の別紙が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できるよう、請負契約の基本契約書の写しを備え付けること。

ただし、注文請書等により、当該別紙が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できる場合には、当該注文請書等を備え付けることで足りるものとされています。

3. 下請負人が行う廃棄物の処理の委託（法第 21 条の 3 第 4 項）

元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、**やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例**があった場合、下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物の処理の委託に関する規定を適用することとなりました。

この規定は、このような例外的な事例においても法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置するものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではありません。

●元請業者に対する措置命令（法第 19 条の 5 第 1 項第 4 号）

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、元請業者が、排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその産業廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行わず、下請負人が、当該産業廃棄物の処理を自ら又は他人に委託して行った結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合には、**不適正処理を行った下請負人だけでなく、当該元請業者も措置命令の対象になります。**

なお、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人により不適正処理が行われた場合であっても、**元請業者が委託基準及び再委託基準に則って適正にその処理を委託していたときは、当該元請業者は措置命令の対象とはなりません**が、当該元請業者が委託基準又は再委託基準に違反した不適正な委託を行っていた場合には、当該元請業者は措置命令の対象となります。

また、元請業者が委託基準及び再委託基準に則って適正にその処理を委託していた場合でも、元請業者が下請負人に対して不適正処理をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は下請負人が不適正処理することを助けた場合や、処理に関し適正な対価を負担していない場合等には、元請業者は、法第 19 条の 5 第 1 項第 5 号又は第 19 条の 6 の規定に基づき、措置命令の対象となります。

(裏面)

| | |
|---|--------------|
| 運搬を行う期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 運搬を行う従業員の氏名 | |
| 運搬車の車両番号 | |
| 維持修繕工事の場合 | |
| 当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。 | |
| 元請業者の 氏名又は名称 | 印 |
| 瑕疵補修工事の場合 | |
| 引渡年月日 | 年 月 日 |
| 当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。 | |
| 元請業者の 氏名又は名称 | 印 |
| 備考 | |
| <ol style="list-style-type: none">1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が 1 m³以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：畳一畳）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。 | |

■特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

[法第 12 条の 2 第 9 項、施行規則第 8 条の 17]

特別管理産業廃棄物管理責任者は、次の資格を有する者でなければなりません。

(1) 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を発生する事業場

①平成 13 年 3 月以前に厚生大臣が認定する講習会を修了した者

②一定の学歴を有し、一定期間以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

| 学 歴 | 実務経験 |
|---|------|
| 大学で理学、薬学、工学、農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した者 | 2 年 |
| 大学で理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者 | 3 年 |
| 短期大学、高等専門学校で理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した者 | 4 年 |
| 短期大学、高等専門学校で理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者 | 5 年 |
| 高等学校、中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した者 | 6 年 |
| 高等学校、中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する学科を修めて卒業した者 | 7 年 |

③10 年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

④平成 13 年 4 月以降、財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが特別管理産業廃棄物管理責任者になろうとする者を対象に実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了した者。ただし、医療関係機関等については、(2)⑤の講習会を修了した者を含む。

(2) 感染性産業廃棄物を発生する事業場

①平成 13 年 3 月以前に厚生大臣が認定する講習会を修了した者

②医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士

③大学又は高等専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学の課程を修めて卒業した者

④平成 13 年 4 月から平成 19 年 1 月までに、財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが特別管理産業廃棄物管理責任者になろうとする者を対象に実施した「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了した者

⑤平成 19 年 2 月以降、財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが特別管理産業廃棄物管理責任者になろうとする者を対象に実施する「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了した者

☆財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」等の日程や受講申込みについては、下記にお問い合わせください。

社団法人 大阪府産業廃棄物協会 TEL 06-6943-4016

ホームページ <http://www.o-sanpai.or.jp/>

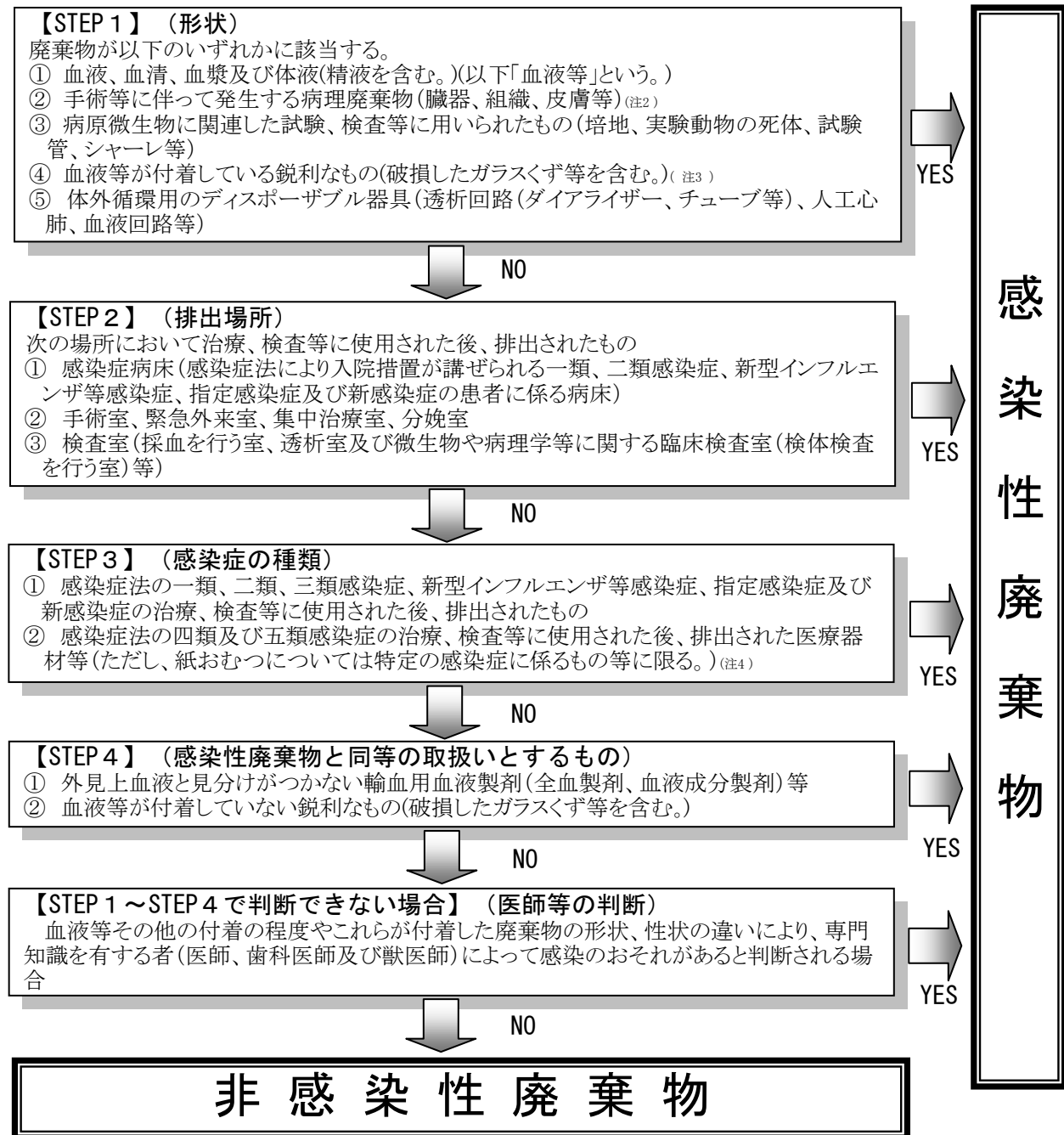
※「特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告」は不要です。

平成 12 年の廃棄物処理法改正(規制緩和改正)によって報告の義務規定が削除されました。

(平成 12 年 10 月 1 日施行)

■ 感染性廃棄物の判断基準

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 21 年 5 月改訂)に基づき作成

感染性廃棄物の判断フロー^(注1)

(注1) 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、人畜共通感染症に罹患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。なお、人畜共通感染症は、罹患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要である。

(注2) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 医療器材(注射針、メス、ガラス製器材等)、ディスポーザブル製品(ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

※ 「感染性廃棄物処理マニュアル」は環境省ホームページに掲載されています。
 URL: <http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>

■ PCB廃棄物について

PCB廃棄物の保管事業者には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特措法)に基づいて、保管及び処分状況等の届出(毎年度)、承継届(事業者が相続、合併、分割があった場合)、保管場所の変更届(保管場所に変更があった場合)、期間内の処分(平成28年7月まで)、譲渡し・譲受けの制限などの義務が課せられています。

また、PCB廃棄物は廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当するため、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。(p.45(資料2)参照)

● PCB廃棄物の処理について

(1) 高圧機器等PCB廃棄物の処理

環境省の指導・監督の下、政府全額出資の日本環境安全事業株式会社(JESCO)が処理を行っており、全国5箇所に高圧トランス・コンデンサ、PCB油等の拠点的広域処理施設を整備しています。処理事業の詳細については、JESCOのホームページで確認してください。

(<http://www.jesconet.co.jp/>)

府内のポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理は、平成18年10月から、JESCO大阪事業所(大阪市此花区内)の処理施設で開始されました。

処理費用については、「中小企業者等費用軽減制度(中小企業者等を対象に処理費用の70%が軽減される)」があります。詳細はJESCO大阪事業所(tel 06-6575-5575)にお問い合わせください。

現在使用中の機器についても、PCB特措法で定める処理期限である平成28年7月までに処理してください。

(2) 低圧機器等PCB汚染物の処理

低圧トランス・コンデンサの内、10kg未満の小型のもの、蛍光灯安定器等の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等PCB汚染物は、(1)と同様にJESCOが処理を行うこととなっていますが、JESCO大阪事業所では、現時点では処理できません。

JESCOの北九州事業所では平成21年7月に処理を開始し、北海道事業所においては処理施設の整備に着手していますが、近畿ブロック内の処理施設は現在未整備です。

現在、国において処理体制整備の検討が進められていますので、処理施設が整備されるまでの間、引き続き適正な保管をお願いします。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

トランス、コンデンサ等の重電機器のうち、PCBを使用した製品でないものの中にも、絶縁油中に微量(0.5 mg/kg超)のPCBが非意図的に混入しているものが存在します(これらの重電機器の廃棄に当たっては、重電機器メーカーに対して、PCBの混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が否定できない場合は、保管事業者が機器ごとに当該廃重電機器に封入された絶縁油中のPCB濃度を測定し、混入の有無を確認する必要があります。)

微量PCB汚染廃重電機器の処理体制については、環境大臣による無害処理認定制度を活用して順次整備されてきています(JESCO大阪事業所では処理できません。)

◆ PCB廃棄物の譲渡し、譲受け、輸出入は、PCB特措法、バーゼル法で原則として禁止されています。PCB廃棄物の保管を他人に委託することもできません。

■産業廃棄物の処理を委託できる者（運搬・処分）

産業廃棄物の運搬を委託できる者 [施行規則第 8 条の 2 の 8]

- ①産業廃棄物収集・運搬業者（委託しようとする産業廃棄物の運搬がその許可に係る事業の範囲に含まれている場合に限る。）
- ②専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維）のみの収集・運搬を業として行う者
- ③市町村又は都道府県（産業廃棄物の収集・運搬をその事務として行う場合に限る。）
- ④国（産業廃棄物の収集・運搬をその業務として行う場合に限る。）
- ⑤環境大臣による再生利用認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）
- ⑥環境大臣による広域処理認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（当該認定に係る処理を行い又は行おうとする者に限る。）を含む。）
- ⑦環境大臣による無害化処理認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）
- ⑧海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（同法第 3 条第 13 号に規定する廃油の収集・運搬を行う場合に限る。）
- ⑨再生利用されることが確実であると知事（又は政令市長）が認めた産業廃棄物のみの収集・運搬を業として行う者であって知事の指定を受けたもの
- ⑩広域的に収集・運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物（廃自動車及び廃原動機付自転車）を適正に収集・運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（当該産業廃棄物のみの収集・運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- ⑪産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑫産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑬広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター（同法に規定する業務として産業廃棄物の収集・運搬を行う場合に限る。）
- ⑭日本下水道事業団（日本下水道事業団法に規定する業務として産業廃棄物の収集・運搬を行う場合に限る。）
- ⑮食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものであって、牛の脊柱に限る。）のみの収集・運搬を業として行う者
- ⑯と畜場法第 3 条第 2 項に規定すると畜場法においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）のみの収集・運搬を業として行う者

- ⑰動物の死体（事業活動に伴って生じたものであって、畜産農業に係る牛の死体に限る。）のみの収集・運搬を業として行う者
- ⑱廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項の規定により、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集・運搬を行う者

産業廃棄物の処分を委託できる者 [施行規則第 8 条の 3]

- ①産業廃棄物処分業者（委託しようとする産業廃棄物の処分がその許可に係る事業の範囲に含まれている場合に限る。）
- ②専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維）のみの処分を業として行う者
- ③市町村又は都道府県（産業廃棄物の処分をその事務として行う場合に限る。）
- ④国（産業廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。）
- ⑤環境大臣による再生利用認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）
- ⑥環境大臣による広域処理認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（当該認定に係る処理を行い又は行おうとする者に限る。）を含む。）
- ⑦環境大臣による無害化処理認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）
- ⑧海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（同法第 3 条第 13 号に規定する廃油の処分を行う場合に限る。）
- ⑨再生利用されることが確実であると知事（又は政令市長）が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって知事（又は政令市長）の指定を受けたもの
- ⑩広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（当該産業廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）
- ⑪広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター（同法に規定する業務として産業廃棄物の処分を行う場合に限る。）
- ⑫日本下水道事業団（日本下水道事業団法に規定する業務として産業廃棄物の処分を行う場合に限る。）
- ⑬動物の死体（事業活動に伴って生じたものであって、畜産農業に係る牛の死体に限る。）のみの処分を業として行う者
- ⑭廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項の規定により、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの処分を行う者

特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者 [施行規則第8条の14]

- ①特別管理産業廃棄物収集・運搬業者（委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬がその許可に係る事業の範囲に含まれている場合に限る。）
- ②市町村又は都道府県（特別管理産業廃棄物の収集・運搬をその事務として行う場合に限る。）
- ③国（特別管理産業廃棄物の収集・運搬をその業務として行う場合に限る。）
- ④環境大臣による広域処理認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（当該認定に係る処理を行い又は行おうとする者に限る。）を含む。）
- ⑤環境大臣による無害化処理認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）
- ⑥海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（同法第3条第13号に規定する廃油の収集・運搬を行う場合に限る。）
- ⑦特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑧特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑨廃棄物処理法第19条の8第1項の規定により、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの収集・運搬を行う者

特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者 [施行規則第8条の15]

- ①特別管理産業廃棄物処分業者（委託しようとする特別管理産業廃棄物の処分がその許可に係る事業の範囲に含まれている場合に限る。）
- ②市町村又は都道府県（特別管理産業廃棄物の処分をその事務として行う場合に限る。）
- ③国（特別管理産業廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。）
- ④環境大臣による広域処理認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（当該認定に係る処理を行い又は行おうとする者に限る。）を含む。）
- ⑤環境大臣による無害化処理認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）
- ⑥海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（同法第3条第13号に規定する廃油の処分を行う場合に限る。）
- ⑦廃棄物処理法第19条の8第1項の規定により、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事（又は政令市長）の委託を受けて当該委託に係る特別管理産業廃棄物のみの処分を行う者

■廃棄物データシート (WDS) 様式

※本データシートは廃棄物の品質を明示するものであり、排出事業者の責任において作成してください。

(記入者/記入日)

| | | | | | |
|----|---|--|---|--|-----|
| 1 | 提供年月日 | 平成 年 月 日 提供 | | | |
| 2 | 廃棄物名称 | | | 管理番号 | |
| 3 | 排出事業者 (窓口) | 名称 | | TEL | FAX |
| | | 住所 | | 部課名 | 担当者 |
| 4 | 廃棄物種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 | <input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鋳さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| | | 5 | 荷姿 | <input type="checkbox"/> 容器 () <input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 6 | 数量 | スポット | () kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 | | |
| | | 継続 | () kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 / 年・月・週・日 | | |
| 7 | 廃棄物の安定性・反応性 (有・無・不明) | 1) 有害特性 | <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 | | |
| | | 2) 品質安定性 経時変化(有・無) | 有る場合は具体的に記入 | | |
| 8 | 廃棄物の物理的・化学的性状 形状 () 沸点 () 発火点 () 比重 () 色 () 融点 () pH () 水分 () 臭い () 引火点 () 粘度 () 発熱量 () その他 () | | | | |
| 9 | 廃棄物の組成・成分情報(○×又は数値記入) <input type="checkbox"/> ○×(有無) <input type="checkbox"/> 分析値 <input type="checkbox"/> 溶出量 <input type="checkbox"/> 含有量 <input type="checkbox"/> 推計値 <input type="checkbox"/> 不明 単位:() <input type="checkbox"/> 分析表添付 | 金属Li () 金属Na () 金属Al () 金属Mg () 金属Cu () 金属Ni () | アルキル水銀化合物 () トリクロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () 矽ベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン又はその化合物 () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () その他 () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン () | | |
| | | 1) 安全対策 保護具 | <input type="checkbox"/> ガスマスク着用(ガスマスク種類:)、吸収缶種類:) <input type="checkbox"/> 手袋着用 () <input type="checkbox"/> 保護メガネ着用 () <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 10 | 取り扱う際の注意事項 | ① 応急措置 | <input type="checkbox"/> 吸入時 () <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 () <input type="checkbox"/> 目に入った場合 () <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 () | | |
| | | 2) 異常処置 ② 漏洩対策 | 除去方法 () 除去作業に関する注意 () | | |
| | | ③ 火災時の措置 | | | |
| 11 | 特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む) | 特別注意事項 (有・無) 有る場合は具体的に記入 | | | |

< 裏面 >

12. その他の情報

① サンプルの提供の有無 (有 無)

② 産業廃棄物の発生工程など (有 無)

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

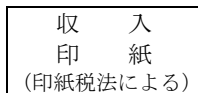
| No. | 内容確認日時 | 排出事業者名 | 処理業者名 | 備考 |
|-----|--------|--------|-------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

変更履歴

| 変更No. | 変更日時 | 変更者名 | 変更内容 |
|-------|------|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式 1

産業廃棄物処理委託標準契約書



[収集・運搬用]

排出事業者： _____ (以下「甲」という。)と、

収集運搬業者： _____ (以下「乙」という。)は、

甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第 1 条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕 (積み込み場所)

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

許可番号： _____

〔特管〕 (積み込み場所)

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

許可番号： _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

| | | | | |
|----|---|-------|-------|-------|
| 種類 | : | _____ | _____ | _____ |
| 数量 | : | _____ | _____ | _____ |
| 単価 | : | _____ | _____ | _____ |

3. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) : _____

住 所 : _____

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____ 許 可 番 号 : _____

事業の区分・処分の方法 : _____

産業廃棄物の種類 : _____

許 可 の 条 件 : _____

事 業 場 の 名 称 : _____

所 在 地 : _____

4. (積替保管 以下①～③から該当するものを選択する)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類 : _____

積替保管施設の所在地 : _____

積替保管施設の保管上限 : _____

5. (電子マニフェスト)

甲及び乙が、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織 (以下「電子マニフェストシステム」という。) を利用する場合、乙は、電子マニフェストシステムを利用可能であることを証するものとして、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとする。

加入者番号 : _____ 公開パスワード : _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 産業廃棄物の種類 | | | |
| 提示する時期又は回数 | | | |

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で代えることができる。電子マニフェストシステムを利用している場合、乙は、業務終了報告書の作成に代えて委託業務が終了した後、速やかに電子マニフェストシステムにその旨を登録するものとする。また、乙は、甲から委託業務終了報告書の作成を求められたときは、これに応じるものとする。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）（注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること）

①この契約は、有効期間を平成____年____月____日から平成____年____月____日までの____年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

②この契約は、有効期間を平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成____年____月____日

甲

乙

様式 2

産業廃棄物処理委託標準契約書

収 入
印 紙
(印紙税法による)

[処分用]

排出事業者： _____ (以下「甲」という。) と、
処分業者： _____ (以下「乙」という。) は、
甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の処分または再生に関して次のとおり契約を締結する。

第 1 条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分または再生に関する事業範囲

[産廃]

[特管]

| | |
|-------------------|-------------------|
| 許可都道府県・政令市： _____ | 許可都道府県・政令市： _____ |
| 許可の有効期限： _____ | 許可の有効期限： _____ |
| 事業区分： _____ | 事業区分： _____ |
| 産業廃棄物の種類： _____ | 産業廃棄物の種類： _____ |
| 許可の条件： _____ | 許可の条件： _____ |
| 許可番号： _____ | 許可番号： _____ |

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分または再生を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分・再生単価は、次のとおりとする。

| | | | | |
|---------|---|-------|-------|-------|
| 種 類 | : | _____ | _____ | _____ |
| 数 量 | : | _____ | _____ | _____ |
| 処分・再生単価 | : | _____ | _____ | _____ |

3. (処分または再生の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分または再生する。

| | | |
|-----------|---|-------|
| 事業場の名称 | : | _____ |
| 所在地 | : | _____ |
| 処分又は再生の方法 | : | _____ |
| 施設の処理能力 | : | _____ |

4. (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

(前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要)

| 最終処分先の番号 | 中間処理後の産業廃棄物の種類 | 最終処分を行う事業場の名称 | 所在地 | 処分方法 | 施設の処理能力 |
|----------|----------------|---------------|-----|------|---------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

5. (再生の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の再生(予定)を次のとおりとする。

| 再生先の番号 | 中間処理後の産業廃棄物の種類 | 再生を行う事業場の名称 | 所在地 | 再生方法 | 施設の処理能力 |
|--------|----------------|-------------|-----|------|---------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

6. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名): _____

住所: _____

[産廃](積み込み場所) (積み下ろし場所)
許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____

事業の範囲: _____ 事業の範囲: _____

許可の条件: _____ 許可の条件: _____

許可番号: _____ 許可番号: _____

[特管](積み込み場所) (積み下ろし場所)
許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____

事業の範囲: _____ 事業の範囲: _____

許可の条件: _____ 許可の条件: _____

許可番号: _____ 許可番号: _____

7. (電子マニフェスト)

甲及び乙が、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織(以下「電子マニフェストシステム」という。)を利用する場合、乙は、電子マニフェストシステムを利用可能であることを証するものとして、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとする。

加入者番号: _____ 公開パスワード: _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提

供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
 なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
 3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
 4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
 5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 産業廃棄物の種類 | | | |
| 提示する時期又は回数 | | | |

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。電子マニフェストシステムを利用している場合、乙は、業務終了報告書の作成に代えて委託業務が終了した後、速やかに電子マニフェストシステムにその旨を登録するものとする。また、乙は、甲から委託業務終了報告書の作成を求められたときは、これに応じるものとする。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがいその都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）（注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること）

①この契約は、有効期間を平成____年____月____日から平成____年____月____日までの____年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

②この契約は、有効期間を平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成____年____月____日

甲

乙

■ マニフェストの交付を要しない場合

〔施行規則第 8 条の 19〕

- ①専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維）のみの収集運搬又は処分を業として行う者に、当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- ②市町村又は都道府県（産業廃棄物の収集運搬又は処分をその事務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ③国（産業廃棄物の収集運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ④環境大臣による再生利用認定を受けた者（資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ⑤環境大臣による広域処理認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を業として行う者（当該認定に係る処理を行い又は行おうとする者に限る）を含む）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- ⑥海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の収集運搬又は処分を委託する場合
- ⑦海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者に、同法に規定する外国船舶において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合
- ⑧施行規則第 9 条第 2 号（再生利用知事指定）の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合
- ⑨施行規則第 10 条の 3 第 2 号（再生利用知事指定）の指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合
- ⑩産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- ⑪運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

■大阪府循環型社会形成推進条例

大阪府では、府域（大阪市、堺市、豊中市、高槻市及び東大阪市の区域を除く）の廃棄物排出状況等に鑑み、循環型社会の形成を推進するため、「大阪府循環型社会形成推進条例」を制定しました。

（平成 16 年 1 月 1 日施行）

条例では、産業廃棄物の適正な処理のために次の制度を定めております。

なお、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市においても同様の条例が制定されています（詳細は各市産業廃棄物規制担当課までお問い合わせください）。

1. 産業廃棄物管理責任者の設置

産業廃棄物を生じる事業場ごとに産業廃棄物管理責任者の設置に努める責務を課しました。当該管理責任者の指導・監督のもと、排出事業者責任を確保してください。

- 対象事業者 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業又は水道業を営む事業者
- 対象事業場 産業廃棄物を生じる事業場（産業廃棄物を発生する工場等の事業場をいい、建設業にあつては建設・解体・改修工事等を行う場所が該当します。）
- 産業廃棄物管理責任者の業務
 - ・産業廃棄物の排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理（委託処理を含む）に関する監督
 - ・産業廃棄物に関する業務に従事する者への関係法令等の指導・啓発

※産業廃棄物管理責任者の選任・交替に伴う手続きは不要ですが、産業廃棄物管理責任者に辞令を交付するなど、事業場内での産業廃棄物管理責任者の明確化に努めてください。

2. 自家産業廃棄物の保管の届出

排出事業者が自ら処理を行う場合は、他人の産業廃棄物を処理する産業廃棄物処理業者とは異なり、許可等の行政手続きは不要です。そのため、事業場の外での産業廃棄物の保管については、保管に関する技術上の基準を遵守せずに、不適正な保管を行っていても行政が把握することができず、結果として大規模な不法投棄等につながる懸念があります。

そこで、不適正保管の未然防止のため、事業者が自らの産業廃棄物をその発生場所以外の場所で自家保管する場合について、府に対し事前に届出する義務を課しました。

- 届出対象事業者（業種の限定はありません）
 - ・自ら排出した産業廃棄物の保管を発生場所以外で行う場合
 - ※保管を行う敷地などの面積が 300 m² 未満の事業場等は除きます。
- 手続き 保管の開始の日の 14 日前までに指定様式による届出が必要
また、法の届出も必要な場合は、保管する前までに届出が必要（資料 11 参照）
- 保管に関する帳簿の整備、保管場所の表示等を義務づけ
 - ・保管産業廃棄物の搬入日、搬入物の種類・量、搬出日、搬出量等を記載した帳簿の備え付け、及び当該帳簿の適正保管が必要
 - ・保管を行う事業場に産業廃棄物の保管場所である旨の表示が必要
- 自家保管届出者に対する勧告

知事は、保管に関する計画が産業廃棄物処理基準に適合しないと認めるときは、当該届出者に変更すべきことを勧告できます。また、保管の届出者が、帳簿の備付け又は産業廃棄物の保管場所の表示をしていないときは、当該届出者に勧告することができます。

また、知事は、変更計画勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、氏名又は名称、住所及び勧告内容を公表することができます。

○搬入停止命令

知事は、計画変更勧告に従わない場合、届出又は変更届をしないで保管を行っているため産業廃棄物処理基準等に適合しているか否か判断できない場合等において、当該保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて搬入の停止を命ずることができます。

また、知事は、命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に違反したときは、氏名又は名称、住所及び命令内容を公表することができます。

この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

※ 法改正（平成23年4月1日施行）により、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）について、その廃棄物が生じた事業場以外の300㎡以上の保管場所で保管する場合、事前に知事（又は政令市長）に対して届出が必要となりました。（資料11参照）

〔法第12条第3項、第12条の2第3項〕

3. 土地所有者等の責任

不適正処理の未然防止のため、土地所有者等に対する日常の責務や、不適正な処理の発覚時の責務を明確にし、それを果たさない場合の指導、勧告、措置命令等について定めています。

※ 法改正（平成23年4月1日施行）により、土地の所有者等が、その所有等をする土地において、不法投棄等の廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに知事又は市町村長に通報するよう努めなければならないことが定められました。〔法第5条第2項〕

4. 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの明確化

産業廃棄物処理業を営むための施設を設置するにあたって、事業者があらかじめ説明会を開き、周辺住民からの意見を受け付けることにより、事業者が周辺住民に対して産業廃棄物処理業の事業計画などの情報提供を円滑に行い、住民意見に配慮した事業計画とするための手続きを定めています。

■建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の自ら保管に関する届出等について

自社保管届出について

事業者自らが排出した産業廃棄物の積替え保管を行う場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要です。ただし、次の届出対象者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）、大阪府循環型社会形成推進条例（以下、「条例」という。）に基づく届出が必要です。なお、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市で保管を行う場合には、大阪府への届出は不要であり、各市に届出する必要があります。

届出対象者

○「法」対象者（法第12条第3項、4項、第12条の2第3項、4項）

建設工事で排出した産業廃棄物を工事現場の外において一定規模以上の面積で自ら保管を行う。
（工場、事務所から排出したものは対象外）

○「条例」対象者（条例第17条、第17条の2、第18条）

排出した産業廃棄物を事業場の外において一定規模以上の面積で自ら保管を行う。
（工場、事務所から排出したのも対象）

【法、条例の届出対象面積】

| 保管場所の面積等 | 法に基づく届出 | 条例に基づく届出 |
|---|---------|----------|
| 保管の用に供される場所の面積が 300 m ² 以上 ^{※1} ① | 必要 | 必要 |
| 保管を行う敷地等の面積 ^{※2} が 300 m ² 以上 ^{※3} であり、 保管の用に供される場所の面積が 300 m ² 未満 ② | 不要 | 必要 |
| 保管を行う敷地等の面積が 300 m ² 未満 ^{※3} | 不要 | 不要 |

※1：法に基づく届出内容と条例に基づく届出内容が違うため、両方の届出を行っていただく必要があります。

※2：産業廃棄物を保管している敷地等の面積とは、廃棄物を保管している敷地にある事務所、駐車場など届出者に使用権限のある敷地を含む面積です。

※3：大阪市の場合、保管を行う敷地等の面積が 200 m²以上が届出対象となります。

※次の場合の保管については、法、条例の届出対象外

- ・産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ・法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設
- ・PCB廃棄物特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

手続等要件

○指定の様式に必要な添付書類を添付したもので届出してください。なお、届出部数は正副1部ずつ提出してください。（副本は届出者に返却しますので、副本はコピーで可。）

届出様式のダウンロード先：建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管について

<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/sanpai/hokantodokede.html>

○届出は下表の期日までに行ってください。

| | 法及び条例に基づく届出（上記①の場合） | 条例のみに基づく届出（上記②の場合） |
|------|---------------------|--------------------|
| 保管届出 | 保管する前まで | 保管開始日の14日前まで |
| 変更届出 | 変更する前まで | 変更した日から10日後まで |
| 廃止届出 | 保管をやめた日から30日以内 | 保管をやめた日から10日後まで |

産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け（条例第 20 条）

産業廃棄物保管の届出者は保管している産業廃棄物について、搬入日、搬入廃棄物の種類、量、搬出日、搬出量等を記載した帳簿を備付け、適正に保存する必要があります。

※法に基づく保管の届出者も条例に基づく届出も必要となるため、帳簿を備付け、適正に保存する必要があります。

| 日付 | 区分 | 産業廃棄物の発生場所 又は搬出先の氏名又は名称及び住所 | 運搬又は処分を 担当した者の氏名 | 自動車 登録番号 | 廃棄物 の種類 | 廃棄物 の数量 | 処分 方法 | (平成 年 月分) | |
|----|-------|--------------------------------|---------------------|-------------|------------|------------|----------|-------------------------|----|
| | | | | | | | | 搬入、搬出、処分のおつた 日ごとの保管量 | 種類 |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |
| | 入・出・処 | | | | | | | | |

産業廃棄物の保管場所の表示（条例第 21 条）

○条例に基づく保管の届出者は、縦、横それぞれ60センチメートル以上の表示板を設置する必要があります。

○表示板の内容は、廃棄物の種類及び数量、保管を行う事業場の所在地、保管届出者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名を含む）、住所及び連絡先、土地所有者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名を含む）、住所及び連絡先、届出年月日です（右の参考例参照）。

※保管届出対象者でない場合でも、法の保管基準に定められた掲示板を設置する必要があります。

| 産業廃棄物の届出保管場所 | |
|--------------|------------|
| 保管する産業廃棄物 | 種類 |
| | 最大保管高さ |
| | 数量 |
| 保管を行う事業場の所在地 | |
| 保管届出者 | 氏名又は名称 |
| | 住 所 |
| | 代表者(法人の場合) |
| | 責任者 |
| 土地所有者 | 連絡先 |
| | 氏名又は名称 |
| | 住 所 |
| | 代表者(法人の場合) |
| | 連絡先 |
| 大阪府知事への届出年月日 | |

60cm以上

保管届出者に対する勧告（条例第 22 条）

知事は届出（変更届を含む）が産業廃棄物処理基準に適合しないと認めるときは、当該届出者に変更すべきことを勧告できます。また、保管の届出者が、帳簿の備付け若しくは帳簿の記載又は産業廃棄物の保管場所の表示をしていないときは、当該届出者に勧告することができます。

また、知事は、計画変更勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、氏名又は名称、住所及び勧告内容を公表することができます。

搬入停止命令（条例第 23 条）

知事は、計画変更勧告に従わない場合、届出又は変更届をしないで保管を行っているため産業廃棄物処理基準等に適合しているか否か判断できない場合等において、当該保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて搬入の停止を命ずることができます。

また、知事は命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に違反したときは、氏名又は名称、住所及び命令内容を公表することができます。

この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

※大阪市、堺市、豊中市、高槻市及び東大阪市の区域についてはそれぞれ市の条例がありますので、各市に確認してください。

■収集・運搬の基準

〔施行令第6条第1項第1号、第6条の5第1項第1号〕

| 収集運搬の基準(一部) | |
|---|--|
| 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く) | 特別管理産業廃棄物 |
| <p>①産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>②収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>③収集・運搬の施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> | <p>④人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること</p> |
| <p>④運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p> | <p>⑤運搬車・運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないもの、及び悪臭が漏れるおそれのないものであること</p> <p>⑥運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならない。ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合を除く。</p> |
| <p>⑤石綿含有産業廃棄物の収集・運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が破砕することのないような方法により、かつその他の物と混合するおそれのないように他のものと区分して収集・運搬すること。</p> | <p>⑦特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集、又は運搬すること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合を除く。</p> <p>⑧収集又は運搬を行う者は、その特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、その文書を携帯すること。ただし、運搬容器に当該事項が表示されている場合を除く。</p> <p>⑨感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、次によること。</p> <p>(1) 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。</p> <p>(2) 収納する運搬容器は、密閉ができ、収納しやすく、損傷しにくい構造のものにすること。</p> |
| <p>⑥⑩船舶を用いて産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の収集運搬を行う場合は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の収集運搬の用に供する船舶である旨等を、その船体の外側に見やすいように表示し、施行規則で定める書面を備え付けておくこと。</p> <p>⑦⑪運搬車の車体の外側に、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨等を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に施行規則で定める書面を備え付けておくこと(p.22参照)。</p> | |

■中間処理又は再生の基準

〔施行令第6条第1項第2号、第6条の5第1項第2号〕

| 特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分を行う場合の基準 (平成11年厚生省告示第148号。最近改正 平成21年環境省告示第9号) | |
|---|--|
| 家電リサイクル法で規定する廃テレビジョン受信機、廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機、廃衣類乾燥機 | 鉄、アルミニウム、銅、プラスチックを使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法 |
| 廃テレビジョン受信機のうちブラウン管式のものの | ブラウン管を分離し前面部と側面部に分割しカレットとすることによりガラス又はガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス等の原材料を得る方法 |
| 廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品 | これらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法 |
| 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く） | イ 蛍光管のうち水銀等を含むもの。 ① 破砕設備を用いて破砕するとともに、破砕に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても②又は③のいずれかの方法により処理する方法 ② 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法 ③ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法 ロ 液晶パネルのうち砒素等を含むもの。 ① 溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても③又は④のいずれかの方法により処理する方法 ② 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても③又は④のいずれかの方法により処理する方法 ③ 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法 ④ 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法 |
| 廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機、廃衣類乾燥機 | 特定物質等（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項、6の項に掲げる特定物質及びハイドロフルオロカーボン）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないように回収する方法 |
| 廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫 | 断熱材のうち特定物質等を含むもの。 イ 当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないように回収する方法 ロ 当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法 ハ 当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法 |

(注) 上の表で、プラスチックは、燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。

| 特別管理産業 廃棄物の種類 | 中間処理又は再生の基準 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">廃油 (引火性のもの)</p> | <p>廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、次のいずれかの方法によること。</p> <p>①焼却設備を用いて焼却する方法 ②蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとする方法</p> |
| <p style="text-align: center;">廃酸 (pH 2.0 以下)</p> <p style="text-align: center;">廃アルカリ (pH12.5 以上)</p> | <p>これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、次のいずれかの方法によること。</p> <p>①中和設備を用いて中和する方法 ②焼却設備を用いて焼却する方法 ③イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても pH を 2.0 より大きく 12.5 より小さくすることができる方法</p> |
| <p style="text-align: center;">感染性 産業廃棄物</p> | <p>感染性産業廃棄物は、埋立処分を行ってはならないこととされており、次のいずれかの方法により、感染性を失わせること。</p> <p>①焼却設備を用いて焼却する方法 ②熔融設備を用いて熔融する方法 ③高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法 ④肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法 ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症法施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法</p> <p>※③及び④の方法にあつては、医療機関等の中で滅菌又は消毒する場合を除き、さらに破砕する等滅菌・消毒したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。</p> <p style="text-align: center;">医療機関等（施行令別表第 1 の 4 の項に掲げる施設） 病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）</p> <p>※ 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」 (平成 21 年 5 月環境省)参照 URL: http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html</p> |

| 特別管理産業 廃棄物の種類 | 中間処理又は再生の基準 (つづき) |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">廃石綿等</p> | <p>次のいずれかの方法により、廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくすこと。</p> <p>①溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法</p> <p>②環境大臣による無害化処理認定を受けたものが、当該認定に係る処分を行う場合の無害化処理の方法</p> <p>「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(平成19年3月)」参照 URL: http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html</p> |
| <p style="text-align: center;">廃 PCB 等 (廃 PCB 及び PCB を含む 廃油)</p> <p style="text-align: center;">PCB 処理物 (廃油、廃酸、 廃アルカリ)</p> | <p>①焼却することにより処分すること。</p> <p>②PCB を分解(除去)する方法として、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応により PCB を分解する方法</p> <p>(2) 水熱酸分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応により PCB を分解する方法</p> <p>(3) 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応により PCB を分解する方法</p> <p>(4) 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応により PCB を分解する方法</p> <p>(5) プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応により PCB を分解する方法</p> <p>(6) 環境大臣による無害化処理認定を受けたものが、当該認定に係る処分を行う場合の無害化処理の方法</p> |
| <p style="text-align: center;">PCB 汚染物</p> <p style="text-align: center;">PCB 処理物 (上記以外の 種類)</p> | <p>①焼却することにより処分すること。</p> <p>②PCB を除去又は分解する方法として、次のいずれかの方法によること。</p> <p>[汚泥、紙くず、木くず、繊維くず] (PCB 処理物も同じ)</p> <p>(1) 上記② (2)、(3)、(6)の方法</p> <p>(2) 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応により PCB を分解する方法</p> <p>(3) 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応により PCB を分解する方法</p> <p>(4) 洗浄設備を用いて溶剤により PCB 汚染物を洗浄し、PCB を除去する方法</p> <p>(5) 分離施設を用いて PCB を除去する方法</p> <p>[廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類] (PCB 処理物も同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃 PCB 等」の② (2)、(3)、(6)の方法 ・ 上記② (2)、(3)、(5)の方法 ・ 洗浄設備を用いて PCB 汚染物を洗浄し、PCB を除去する方法 ・ 「廃 PCB 等」の② (2)、(3)、(6)の方法 ・ 「PCB 処理物」[汚泥、紙くず、木くず、繊維くず]の(2)、(3)の方法 |

■埋立処分の基準

〔施行令第6条第1項第3号、第6条の5第1項第3号〕

| 埋立処分の基準 | |
|---|---|
| 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く) | 特別管理産業廃棄物 |
| <p>①産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>②処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>③処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>④埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>⑤埋立処分を終了する場合には、次の※の規定によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。</p> <p>※ 埋め立てる産業廃棄物(熱しやく減量15%以下に焼却したものを除く)の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと(埋立地の面積が1万m²以下又は埋立容量が5万m³以下の埋立処分の場合を除く)。</p> | |
| <p>⑥安定型産業廃棄物(p.27に掲げるもの。以下同じ。)以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。</p> | <p>⑥特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> <p>⑦地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。</p> |
| <p>⑦⑧埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分の場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> | |
| <p>⑧埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備(以下(1))の設置その他の措置(以下(2))を講ずること。</p> <p>ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして定める場合(以下(3))は、この限りでない。</p> | <p>⑨有害な特別管理産業廃棄物(判定基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい及びそれらを処分するために処理したもので判定基準に適合しないもの)の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。</p> <p>⑩⑨の有害な特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の埋立処分の基準⑧に規定する措置を講ずること。</p> |

埋立処分の基準（つづき）

| | |
|---------------------|-----------|
| 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く） | 特別管理産業廃棄物 |
| (⑧ つづき) | (⑩ 準用部分) |

(1) 必要な設備

- ア 産業廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」）が埋立地から浸出することを防止できる遮水工
- イ 保有水等を有効に集めることができる管渠その他の集排水設備
- ウ 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を下表の基準に適合させることができる浸出液処理設備

【浸出液処理設備放流基準】

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（最終処分基準省令）別表第1）

| 項 目 | 基準値 | 項 目 | 基準値 [放流先] |
|---------------------|--------------|------------------------------|---|
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | ほう素及びその化合物 | [海域以外の公共水域] 50mg/L 以下(暫定) [海域] 230mg/L 以下 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L 以下 | ふっ素及びその化合物 | 15mg/L 以下 |
| カドミウム及びその化合物 | 0.1mg/L 以下 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 | アンモニア性窒素×0.4と亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 200mg/L 以下 |
| 鉛及びその化合物 | 0.1mg/L 以下 | pH | [海域以外の公共水域] 5.8 ～8.6 [海域] 5.0 ～9.0 |
| 有機リン化合物 | 1mg/L 以下 | BOD | 60mg/L 以下 |
| 六価クロム化合物 | 0.5mg/L 以下 | COD | 90mg/L 以下 |
| 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L 以下 | 浮遊物質 | 60mg/L 以下 |
| シアン化合物 | 1mg/L 以下 | 鉍油類（ノルマルヘキサン抽出物質含有量） | 5mg/L 以下 |
| P C B | 0.003mg/L 以下 | 動植物油脂類（ノルマルヘキサン抽出物質含有量） | 30mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.3mg/L 以下 | フェノール類 | 5mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 銅 | 3mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L 以下 | 亜鉛 | 2mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L 以下 | 溶解性鉄 | 10mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L 以下 | 溶解性マンガン | 10mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.2mg/L 以下 | クロム | 2mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L 以下 | 大腸菌群数 | 日間平均 3000 個/cm ³ |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L 以下 | 窒素含有量 | 120mg/L 以下 (日間平均 60 mg/L 以下) |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L 以下 | リン含有量 | 16mg/L 以下 (日間平均 8mg/L 以下) |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L 以下 | | |
| チウラム | 0.06mg/L 以下 | | |
| シマジン | 0.03mg/L 以下 | | |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L 以下 | | |
| ベンゼン | 0.1mg/L 以下 | | |
| セレン及びその化合物 | 0.1mg/L 以下 | | |

（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第2）

| | |
|---------|---------------|
| ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L 以下 |
|---------|---------------|

- エ 地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備

埋立処分の基準（つづき）

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

特別管理産業廃棄物

(⑧ つづき)

(⑩ 準用部分)

(2) その他の措置

ア (1)必要な設備のア～エに掲げる設備を設けること。

ただし、下表左欄に掲げる場合における当該右欄の設備については、この限りでない。

| | |
|--|-----------------------|
| 埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性の地層がある場合 | 遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。） |
| 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）において産業廃棄物を埋め立てる場合 | 保有水等集排水設備 |
| 保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 | 浸出液処理設備 |
| 埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行つた水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が二年以上にわたり(1)必要な設備のウに示した最終処分基準省令別表第1の基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合 | 浸出液処理設備 |

イ 放流水及び周縁の地下水（※）の水質の維持を、下表のとおり行うこと。

（※ 埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水源への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限る。）

| 対 象 | 基 準（環境大臣が定める方法により検定した場における検出値によること） |
|-----------|--|
| 放流水の水質 | (1)必要な設備のウに示した基準に適合させること。 |
| 周縁の地下水の水質 | (3) に示す最終処分基準省令別表第2の基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 |

ウ その他必要な措置を講じること

埋立処分の基準（つづき）

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

特別管理産業廃棄物

(⑧ つづき)

(⑩ 準用部分)

(産業廃棄物 埋立処分基準⑧ つづき)

(3) 公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして定める場合

公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合

安定型産業廃棄物のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水の水質が下表の基準に適合していることが確認された埋立地において行うものに限る（埋立地からの浸透水の水質を、下表(*)のいずれかの項目は1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては3月に1回）以上、それ以外の項目は1年に1回以上の頻度で検査すること）。

【浸透水基準】

(最終処分基準省令 別表第2)

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|------------|---------------|----------------|--------------|
| アルキル水銀 | 検出されないこと | 1,1-ジクロエチレン | 0.02mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | シス-1,2-ジクロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| カドミウム | 0.01mg/L 以下 | 1,1,1-トリクロエタン | 1mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | 1,1,2-トリクロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 1,3-ジクロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| P C B | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| トリクロエチレン | 0.03mg/L 以下 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロエチレン | 0.01mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| ジクロメタン | 0.02mg/L 以下 | | |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | | |
| 1,2-ジクロエタン | 0.004mg/L 以下 | | |

(*)BOD 又は COD

| | |
|------------|-------------------------------------|
| BOD 又は COD | BOD 20mg/L 以下 又は COD40mg/L 以下 |
|------------|-------------------------------------|

| 埋立処分の基準 (つづき) | |
|--|---|
| 産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く) | |
| <p>⑨⑧に掲げる措置が講じられていない埋立地 (安定型最終処分場) で埋め立て処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること</p> <p>なお、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、以下に掲げる方法による。</p> | |
| 発生現場において分別して排出する方法 | 「安定型産業廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のもの)」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず、その他の廃棄物)」とに分別して排出し、かつ、埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しないようにする方法 |
| 混合して排出されたものを安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物とに選別する方法 | 廃棄物 (上欄により分別して排出されたものを除く) を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により、「安定型産業廃棄物」と「安定型産業廃棄物以外の廃棄物」とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を 5%以下とし、かつ、選別後に埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しないようにする方法 |

※ 埋立処分に当たっては、前記の基準に加えて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類により以下の基準に適合すること

| 産業廃棄物の種類 | 埋立処分の基準(つづき) |
|---------------------------------------|---|
| 汚泥 | <p>あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率 85%以下にすること (水面埋立処分を除く)</p> <p style="text-align: right;">⇒ 管理型処分場</p> <p>【有機性の汚泥の場合】 次のいずれかの方法により処理すること</p> <p>①熱しやく減量 15%以下に焼却すること</p> <p>②コンクリート固型化を行うこと</p> <p>③埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね 3 m (当該産業廃棄物のうちおおむね 40%以上が腐敗物※であるときは、おおむね 50 cm) 以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50 cm 覆うこと (埋立地の面積が 1 万 m²以下又は埋立容量が 5 万 m³以下の埋立処分の場合を除く)</p> <p>※腐敗物：有機性の汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体</p> <p>【有機性の汚泥の水面埋立処分を行う場合】 あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと</p> |
| 動植物性残さ 動物系固形不要物 動物のふん尿 動物の死体 | <p>有機性の汚泥の基準によること</p> <p style="text-align: right;">⇒ 管理型処分場</p> |

| 産業廃棄物の種類 | 埋立処分の基準(つづき) |
|---|---|
| 廃油 | あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。(タールピッチ類を除く) ⇒ 管理型処分場 |
| 廃プラスチック類 | あらかじめ次のいずれかの方法により処理すること ①中空の状態でないように、かつ最大径おおむね 15 cm 以下に破砕、切断、又は溶融設備を用いて溶融加工すること ⇒ 安定型処分場 ②焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと ⇒ 管理型処分場 |
| ゴムくず | あらかじめ次のいずれかの方法により処理すること ①最大径おおむね 15 cm 以下に破砕又は切断すること ⇒ 安定型処分場 ②焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと ⇒ 管理型処分場 |
| ばいじん 燃え殻 | ①ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 ②運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 ③ばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 |
| 廃酸 廃アルカリ | 埋立処分禁止 |
| 石綿含有産業廃棄物 | ①最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有廃棄物が分散しないように行うこと。 ②埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル〔第2版〕(平成23年3月)」参照 URL: http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html ⇒ 管理型処分場 ⇒ 安定型処分場 |
| 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物 | あらかじめ、環境大臣が定める基準に適合するものにする ⇒ 管理型処分場 |

| 特別管理産業 廃棄物の種類 | 埋立処分の基準 |
|------------------------|---|
| <p>ばいじん</p> <p>燃え殻</p> | <p>①ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。</p> <p>②運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。</p> <p>③ばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p> <p>【水銀が判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。</p> <p>①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場</p> <p>②環境大臣が定めるところにより固型化する場合 判定基準に適合する ⇒ 管理型処分場 判定基準に適合しない ⇒ 遮断型処分場</p> <p>【カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、PCB、セレンが判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。</p> <p>①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場</p> <p>②そのまま又は中間処理後、判定基準に適合しないものを埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場</p> <p>【ダイオキシン類が判定基準を超えるもの】 判定基準に適合させること。 ⇒ 管理型処分場 ただし、ダイオキシン類対策特別措置法の施行日（H12.1.15）に現に設置され又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・燃え殻を、次のいずれかの方法で処分した場合には、基準は適用されない。</p> <p>①重金属が溶出しないようにセメント固化した場合</p> <p>②重金属が溶出しないように薬剤処理した場合</p> <p>③酸抽出し、当該抽出液中の重金属を沈殿させ、重金属が溶出しないように処理等した場合</p> |
| <p>汚泥</p> | <p>あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率85%以下にすること。（水面埋立処分を除く）</p> <p>【有機性の汚泥の水面埋立処分を行う場合】 あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。</p> <p>【有機性の汚泥の場合】 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の有機性の汚泥の基準によること。</p> <p>【水銀、シアンが判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。</p> <p>①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場</p> <p>②環境大臣が定めるところにより固型化する場合 判定基準に適合する ⇒ 管理型処分場 判定基準に適合しない ⇒ 遮断型処分場</p> |

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 埋立処分の基準 (つづき) |
|------------------|---|
| 汚泥 (つづき) | <p>【カドミウム、鉛、有機りん、6価クロム、砒素、PCB、セレンが判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。 ①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場 ②そのまま又は中間処理後、判定基準に適合しないものを埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場</p> <p>【トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、オキサベンカルブ、ベンゼンが判定基準を超えるもの】 判定基準に適合させること。 ⇒ 管理型処分場</p> <p>【ダイオキシン類が判定基準を超えるもの】 判定基準に適合させること。 ⇒ 管理型処分場</p> |
| 鉱さい | <p>【水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンが判定基準を超えるもの】 次のいずれかの方法によること。 ①判定基準に適合させる場合 ⇒ 管理型処分場 ②そのまま又は中間処理後、判定基準に適合しないものを埋立処分する場合 ⇒ 遮断型処分場</p> |
| 廃油 | あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。 ⇒ 管理型処分場 |
| 廃酸・廃アルカリ | 埋立処分禁止 |
| 感染性産業廃棄物 | 埋立処分禁止 |
| 廃PCB等 | あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを判定基準に適合するものにする。 ⇒ 管理型処分場 |
| PCB汚染物 PCB処理物 | <p>あらかじめ次のいずれかの方法により処理すること。 ①PCBを除去すること。 ⇒ 管理型処分場 ②焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを判定基準に適合するものにする。 ⇒ 管理型処分場 ③上記①②によることが困難であると認められる場合は、環境大臣が別に定める方法で処理すること。</p> |
| 廃石綿等 | <p>(1)大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。 (2)最終処分場のうちの一定の場所において、かつ当該廃石綿等が分散しないように行うこと。 (3)埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。 ⇒ 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」では、「許可を受けた管理型最終処分場」とされている。 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル (平成19年3月)」参照 URL: http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html</p> |

金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準

(昭和52年厚生省告示第5号。最近改正平成17年環境省告示第40号)

| 結合材 | 結合材の配合量 | コンクリート固型化物 | | | |
|------------|------------------------------------|------------|---------|---|--------------|
| | | 強度 | 形状及び大きさ | | |
| | | | 一軸圧縮強度 | 体積(cm ³) 表面積(cm ²) | 最大寸法 最小寸法 |
| 水硬性セメントとする | 固型化物 1 m ³ 当たり 150kg 以上 | 0.98MPa 以上 | 1 以上 | 2 以下 | 5 cm 以上 |

■産業廃棄物処理施設に係る申請等

| | 種 類 | 様 式 (施行規則) | 内 容 | 申請等の時期 |
|-----|---|---------------|---|--|
| 申 請 | 産業廃棄物処理施設 設置許可申請 | 様式第 18 号 | 産業廃棄物処理施設を設置しようとするとき | 工事着工前 |
| | 産業廃棄物処理施設 変更許可申請 | 様式第 22 号 | 許可施設において、法令で定める事項を変更しようとするとき（法第 15 条の 2 の 6 第 1 項） | 工事着工前 |
| | 産業廃棄物処理施設 使用前検査申請 | 様式第 19 号 | 処理施設の使用前検査を受けようとするとき | 許可施設の使用開始前 |
| | 産業廃棄物処理施設 定期検査申請 | 様式第 20 号の 2 | 処理施設の定期検査を受けようとするとき | 使用前検査受検日 又は直近の定期検査受検日から 5 年 3 ヶ月以内 |
| | 産業廃棄物処理施設 譲受け等許可申請 | 様式第 26 号 | 許可施設を譲り受け、又は借り受けようとするとき | 譲受け又は借受けをする前 |
| | 産業廃棄物処理施設 合併又は分割認可申請 | 様式第 27 号 | 許可施設設置者である法人が合併(注 1)又は分割(注 2)により当該施設設置者の地位を承継しようとするとき | |
| | 産業廃棄物 最終処分場廃止確認申請 | 様式第 25 号 | 最終処分場の埋立終了後、廃止の確認を受けようとするとき | 最終処分場を廃止しようとするとき |
| | 熱回収施設設置者 認定申請 | 様式第 25 号の 2 | 産業廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けようとするとき | |
| 届 出 | 産業廃棄物処理施設 軽微変更等届出 (最終処分場の廃止は除く) | 様式第 23 号 | (1)処理施設について、法令で定める軽微な変更※をしたとき (2)処理施設を廃止したとき (3)処理施設を休止したとき (4)休止していた処理施設を再開したとき | 変更等のあった日から遅滞なく |
| | 【最終処分場のみ】 産業廃棄物の最終処分場 埋立処分終了届出 | 様式第 24 号 | 最終処分場の埋立処分が終了したとき | 埋立処分が終了した日から 30 日以内 |
| | 産業廃棄物処理施設 相続届出 | 様式第 28 号 | 許可施設設置者について相続があったとき | 相続のあった日から 30 日以内 |
| | 設置者の 欠格要件該当届出 | — | 許可施設設置者が欠格要件に該当するに至ったとき | 該当するに至った日から 2 週間以内 |
| 報 告 | 【特定産業廃棄物最終処分場のみ】 特定産業廃棄物最終処分場 状況等報告 | 様式第 21 号 | 埋立開始から毎年度、処分場に関する施行規則第 4 条の 17 に掲げる事項の報告 | 毎年 6 月 30 日まで |

(注 1) 許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。

(注 2) 許可施設を承継させる場合に限る。

※ 軽微な変更 : 代表者、役員の変更など

■産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請等

〔法第15条第1項、法第15条の2の6第1項〕

(1) 産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとするとき

- ・工事の着手前に、設置場所を管轄する知事（又は政令市長）の許可を受けなければなりません。
- ・許可を受けた処理施設において、処理能力、位置・構造等の『設置に関する計画』、『維持管理に関する計画』等、法令で定める事項の変更を行う場合についても、工事の着手前に、許可が必要です（無断で施設の改良等を行うことはできません）。

（設置場所）が〈下記を除く大阪府域〉は大阪府知事

〈大阪市内〉大阪市長、〈堺市内〉堺市長、〈豊中市内〉豊中市長、〈高槻市内〉高槻市長

〈東大阪市内〉東大阪市長

- ・設置又は変更許可の申請には、法令等で定められた申請書、添付書類（生活環境に及ぼす影響についての調査結果等）、図面等が必要となります。
- ・設置又は変更の予定がある場合には、あらかじめ各行政窓口まで御相談ください。

※産業廃棄物処理施設を用いて他社の産業廃棄物を処理する場合には、施設の許可と併せて、別途、産業廃棄物処分業許可が必要となりますのでご注意ください。

(2) 申請手続きの流れ

処理施設を設置又は変更しようとするときは、処理施設を設置することが周辺の地域の生活環境に及ぼす影響について、調査を実施し、その結果を記載した書類を添付しなければなりません。

※産業廃棄物焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、PCB 関連施設、産業廃棄物最終処分場の許可申請については、申請内容を告示・縦覧し、関係市町村長、利害関係者、専門的知識を有する者からの意見を聴取します。

(3) 処理施設の設置許可又は変更許可に際し、関係する他法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、建築基準法等）の適用を受ける場合は、所定の手続きを行ってください。

(4) 処理施設の設置又は変更の許可の基準

〔法第15条の2〕

処理施設の設置又は変更の許可を受けるためには、以下の条件が必要です。

- ① 『設置に関する計画』が施行規則で定める技術上の基準に適合していること。
- ② 『設置に関する計画』及び『維持管理に関する計画』が、周辺地域の生活環境の保全及び施行規則で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- ③ 申請者の能力が、『設置に関する計画』及び『維持管理に関する計画』に従って的確にかつ継続して行えると認められること。
- ④ 申請者が法第14条第5項第2号のイからへ（p.81（別表））に掲げる欠格要件に該当していないこと。

(5) 処理施設の使用前検査の申請

〔法第15条の2第5項〕

設置又は変更の許可を受けた処理施設の工事が完了したときは、施設の使用を開始する前に、知事（又は政令市長）に使用前検査の申請を行い、検査を受けなければなりません。

また、検査の結果、上記『許可の基準』に適合していると認められた後でなければ、施設を使用することができません。

【別表 法第 14 条第 5 項第 2 号のイからへに掲げる欠格要件】

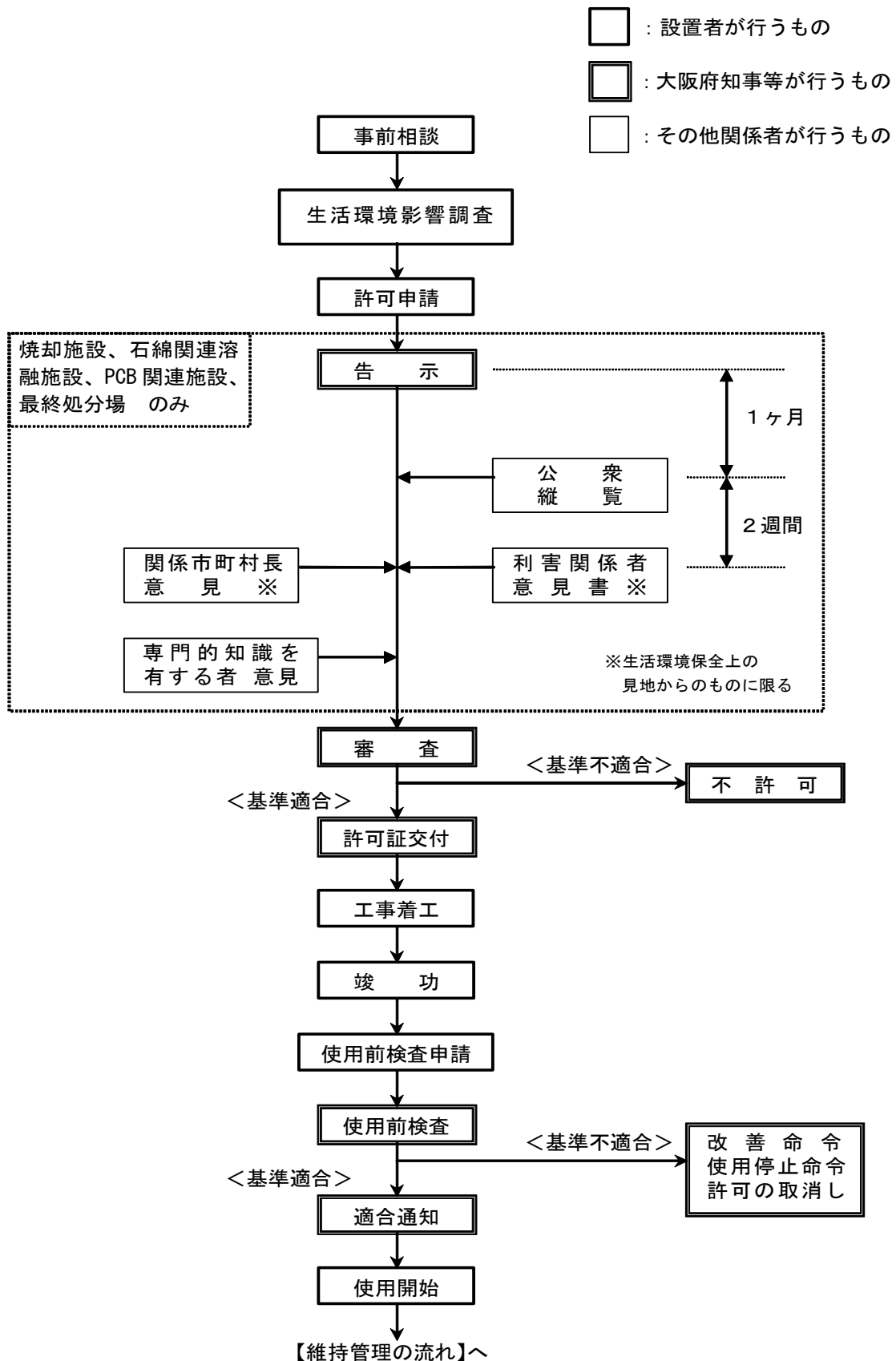
イ 法第 7 条第 5 項第 4 号イからトまでのいずれかに該当する者

〈法第 7 条第 5 項第 4 号 イからト〉

- イ. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ. この法律（廃棄物処理法）、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（政令第四条の六 ①大気汚染防止法、②騒音規制法、③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、④水質汚濁防止法、⑤悪臭防止法、⑥振動規制法、⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、⑧ダイオキシン類対策特別措置法、⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第二百四条[傷害]、第二百六条[現場助勢]、第二百八条[暴行]、第二百八条の三[凶器準備集合及び結集]、第二百二十二条[脅迫]若しくは第二百四十七条[背任]の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ. 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ. 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号にて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの。
- ヘ. ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。
- ト. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

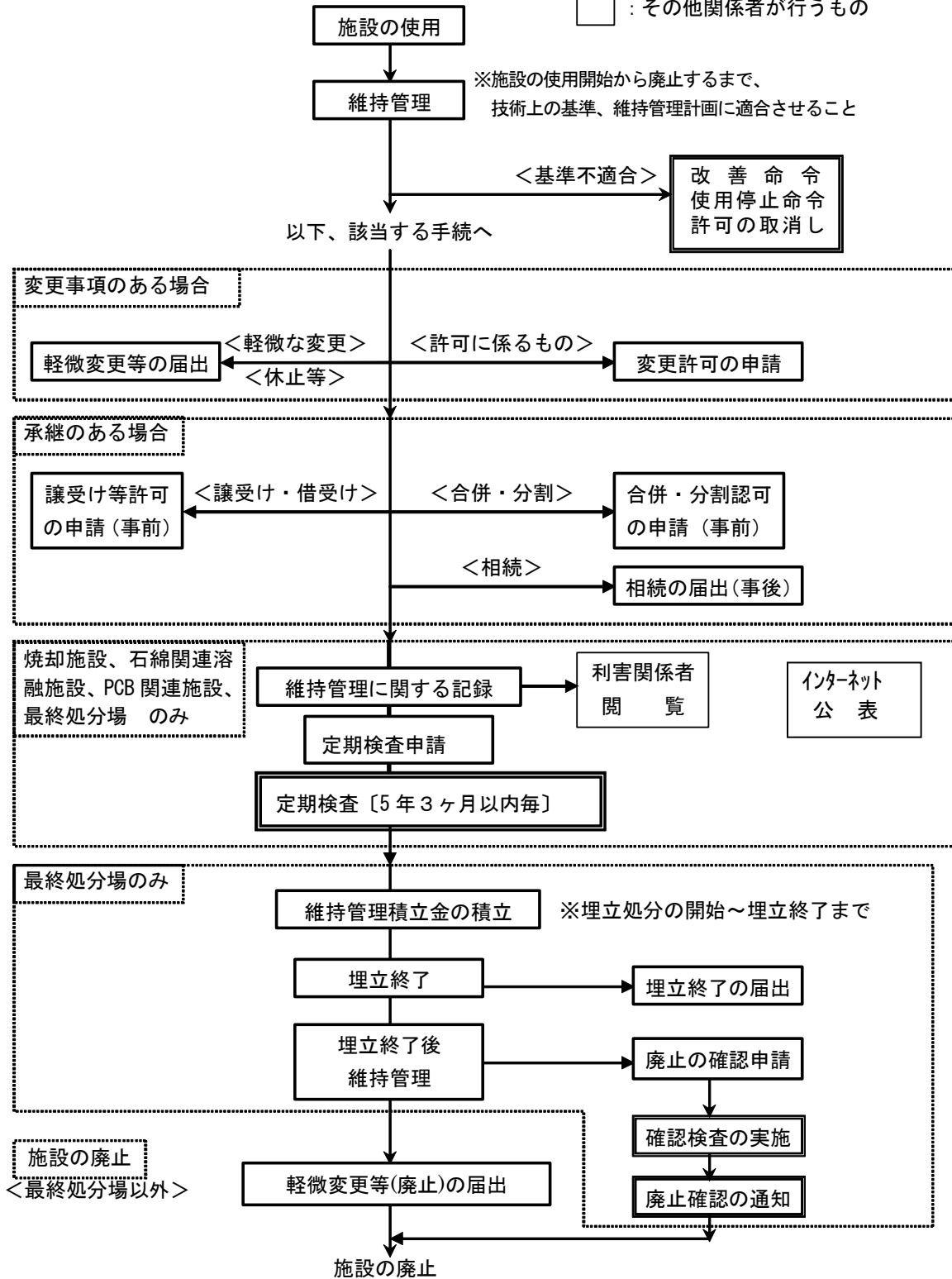
■産業廃棄物処理施設 許可申請手続きの流れ



産業廃棄物処理施設 維持管理の流れ

資料 18

- : 設置者が行うもの
- : 大阪府知事等が行うもの
- : その他関係者が行うもの



■その他産業廃棄物処理施設に係る事項等

○行政処分等

《改善命令等》

[法第 15 条の 2 の 7]

以下に掲げる場合に、知事（又は政令市長）は期限を定めて必要な改善を命じ、若しくは期限を定めて使用の停止を命ずることがあります。

- (1) 施設の構造又は維持管理に関する技術上の基準に適合していないとき、又は許可申請書に記載した『設置に関する計画』若しくは『維持管理に関する計画』に適合していないとき。
- (2) 施設の設置者が、次の基準に適合していないと認められるとき。
 - ①当該施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
 - ②当該施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること
- (3) 施設の設置者が違反行為（廃棄物処理法又は廃棄物処理法に基づく処分に違反する行為）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (4) 施設の設置者が当該許可に付した条件に違反したとき。

《許可の取消し》

[法第 15 条の 3]

知事（又は政令市長）は次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消さなければならないとされています（(4)に該当するときは、許可を取り消すことができます。）。

- (1) 施設の設置者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 法 15 条の 2 の 7 第 3 号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき
- (3) 不正の手段（許可申請書及びその添付資料に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の検査等に対し虚偽の回答をすること等）により産業廃棄物処理施設の設置許可又は変更許可を受けたとき
- (4) 法 15 条の 2 の 7 第 1 号、第 2 号又は第 4 号のいずれかに該当するとき

■技術管理者の資格

〔施行規則第 17 条〕

| 学 歴 な ど | 廃棄物の処理に関する技術上の実務の経験年数 |
|---|-----------------------|
| 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。） | 不要 |
| 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（上欄に該当する者を除く。） | 1 年以上 |
| 2 年以上、法第 2 0 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者 | 不要 |
| 大学の理学、薬学、工学又は農学の過程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては土木工学）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した者 | 2 年以上 |
| 大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する過程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては土木工学）又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者 | 3 年以上 |
| 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては土木工学）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した者 | 4 年以上 |
| 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては土木工学）又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者 | 5 年以上 |
| 高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した者 | 6 年以上 |
| 高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した者 | 7 年以上 |
| 上記以外の者 | 10 年以上 |
| 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 ※ | 不要 |

※財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者講習会」を修了した者

◇財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者講習会」の日程や募集要項については、下記にお問い合わせください。

財団法人日本環境衛生センター

TEL 044-288-4896

ホームページ <http://www.jesc.or.jp/>

※「技術管理者設置（変更）報告」は不要です。

平成 1 2 年の廃棄物処理法改正（規制緩和改正）によって報告の義務規定が削除されました。

（平成 1 2 年 1 0 月 1 日施行）

問い合わせ 報告書等の提出先

大阪市
 堺市
 東大阪市
 高槻市
 堺市を除く泉州地域

} 以外の
大阪府域

大阪府 環境農林水産部
 (建設業以外の業種)
 環境管理室 事業所指導課
 (建設業)
 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

〒559-8555
 大阪市住之江区南港北 1-14-16
 ※大阪府咲洲庁舎 21階になります。

(建設業以外の業種) ☎ 06-6210-9583
 FAX 06-6210-9584
 (建設業) ☎ 06-6210-9570
 FAX 06-6210-9569

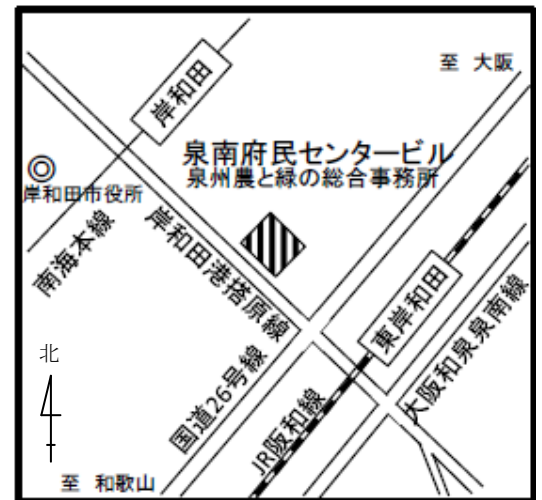
ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/>

堺市以外の泉州地域

(高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、
 泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)

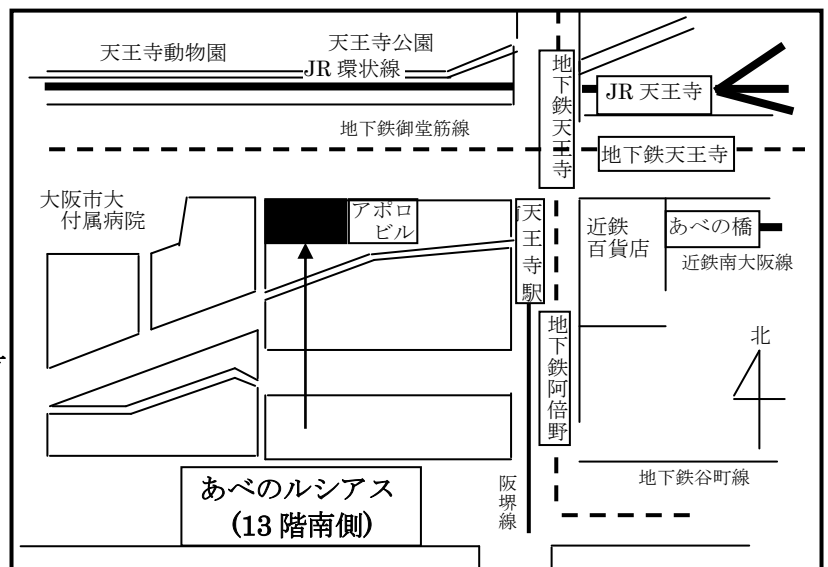
(建設業以外の業種)
 大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
 〒596-0076
 岸和田市野田町 3丁目 13-2
 大阪府泉南府民センタービル 3階
 ☎ 072-437-2530 FAX 072-438-2069

(建設業) 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課



大阪市内

大阪市
 環境局環境管理部 環境管理課
 産業廃棄物規制担当
 〒545-8550
 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1丁目 5番 1号
 あべのルシアス 13階
 ☎ 06-6630-3284
 FAX 06-6630-3581



堺市内

堺市

環境局環境保全部 産業廃棄物対策課

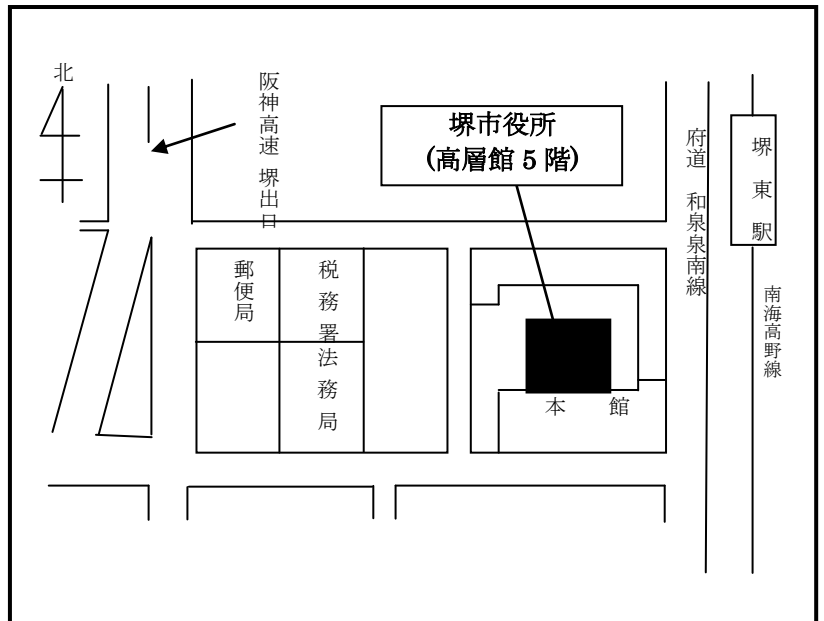
〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館5階

☎ 072-228-7476 (ダイヤルイン)

FAX 072-228-7317



高槻市内

高槻市

産業環境部 資源循環推進課

〒569-0066

高槻市中川町2番14号

衛生事業所2階

☎ 072-675-3695

FAX 072-675-5327



豊中市内

豊中市

環境部 環境センター 減量推進課

〒561-0891

豊中市走井2丁目5番5号 中部事業所内1階

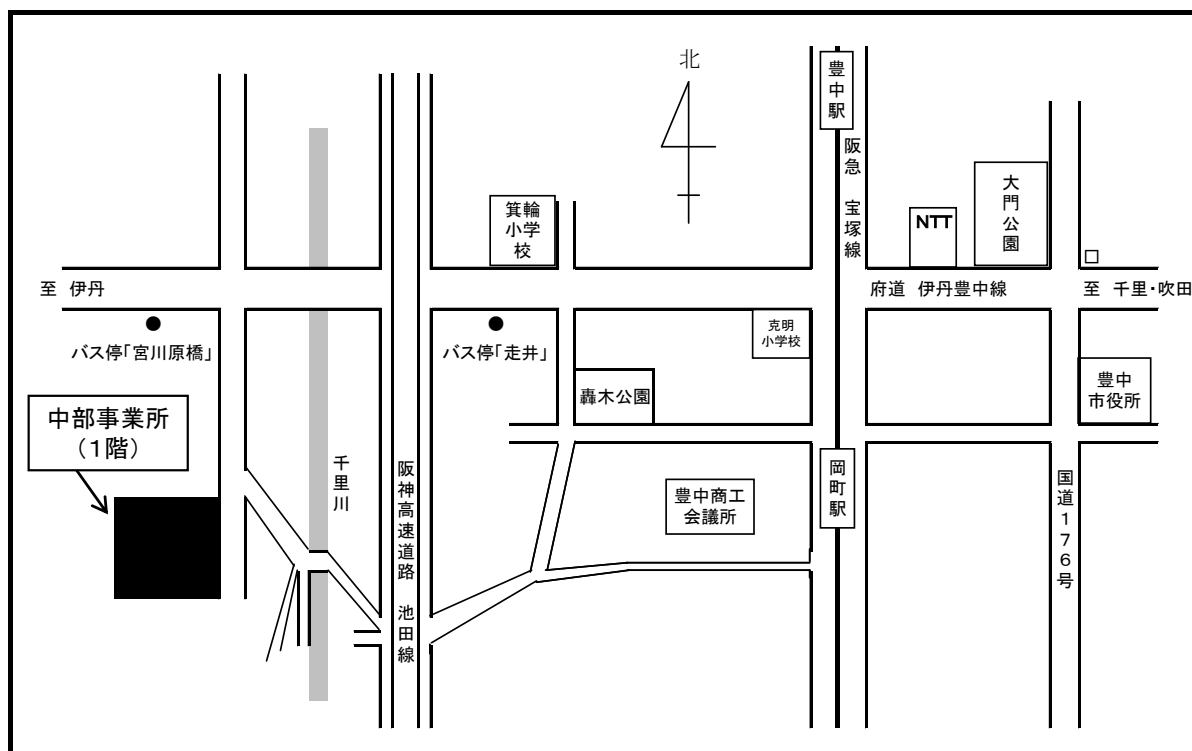
☎ 06-6858-3070

FAX 06-6846-6390

阪急豊中駅より徒歩30分

6番バス乗り場81・82乗車、「宮川原橋」下車より徒歩5分

阪急岡町駅より西側バス乗り場75・76乗車「走井」下車より徒歩10分



東大阪市内

東大阪市

環境部 産業廃棄物対策課

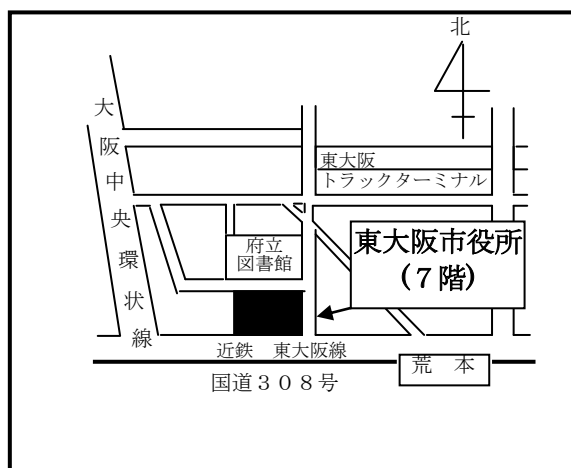
〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

東大阪市役所7階

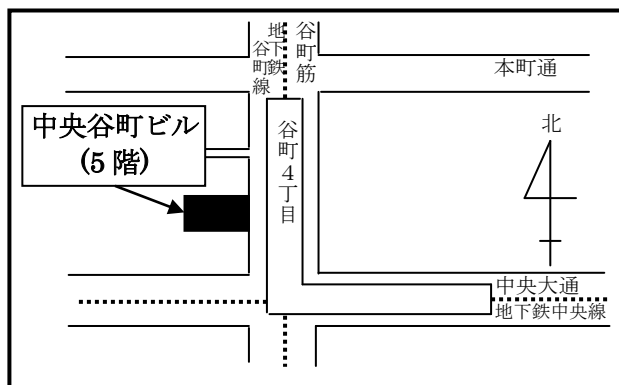
☎ 06-4309-3207~8 (ダイヤル)

FAX 06-4309-3944



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入先
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の問い合わせ先

社団法人 大阪府産業廃棄物協会
〒540-0012
大阪市中央区谷町 3-4-5
中央谷町ビル 502号
☎ 06-6943-4016
FAX 06-6942-5314



技術管理者に関する講習会の問い合わせ先

財団法人 日本環境衛生センター
〒210-0828
神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
☎ 044-288-4896
FAX 044-299-2294

電子マニフェストの申込み・問合せ先

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
〒102-0084
東京都千代田区二番町 3番地 麹町スクエア 7階
☎ 03-5275-7023
FAX 03-5275-7112
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>